

1993年の動向

天然ガス輸送量は1993年に6.5%拡大し、26.6百万m³に達した。

次の4州が天然ガスの90%を生産している。

Neuquen(54%) Santa Cruz(15%) Tierra del Fuego(12%) Salta(9%)

主要な取扱い企業は次の通り：

YPF(53%) Bidas(10%) Perez Companc(10%) Total Austral(9%) Pluspetrol(6%)

GNCの販売量は16.4%の伸びを示し、590百万m³に達した。1992年末の確認埋蔵量は対1990年比で7%減少した。

8地区のガス生産区域に分割して行われた配ガス部門の民営化が行われた後、落札企業のコンソーシアム構成に若干の変動があったが、政府がこれまで行い得なかった新規の投資を通じて、対消費者サービスの向上や潜在的消費者に対する中期的な供給増などの民営化プロセスの目的には大きな影響はなかった。

1993年1月1日に平均6%の住居用天然ガス料金の値上げが認められた。しかし、値上げ幅は地域によって異なる。ブエノスアイレス州北部とブエノスアイレス市は9%、北西部は-2%、中部は2%、クーヨ地方は10%、Mendoza州、Neuquen州、Rio Negro州は30-45%、Litoral地方は-1%、Pampeana地方は3%、Sur地方は不変となった。

消費規模によっても値上げ率が異なっている。小量消費者は25%増、大消費者は22%減、中規模消費者は3%増となっている。

Gas del Estadoが保有していた16の液化ガスプラントが周辺用地と共に売却された。これらのプラントは次の4地域に分けられる。1)Litoral-Centro Norte地域、2)Dock Sud-Gral. Bergrano地域、3)Mar del Plata-Sur地域、4)Santa Cruz地域。

Santa Fe Energy社はNeuquen州のSierra Chataで有望なガス田を発見し、同州の潜在量を大きく高めた。現在、Neuquen産の余剰石油の配送用にアンデス山脈越えの石油パイプラインが稼働しており、その拡張も行われている。さらに、YPFと他の企業グループはチリ向けガス・パイプライン建設プロジェクトを進めており、1995年から稼働し始める。

Salta州Aguaragueでの6000mの井戸建設とともに、ブラジル向けガス輸出プロジェクトの第1歩が1993年第4四半期に踏み出した。このリスクの高い井戸建設には1500万ドルを要し、落札企業が100億ドル投資プロジェクトの枠内で推進するであろう。

1992年以前はGas del Estadoのガスは全てYPFに引き渡されていた。Gas del Estadoの民営化によって、現在では8つの地域配ガス会社に売却されている。

投資：

アルゼンティン産のガスをチリの中央部地方に配送するための合意がなされると期待されている。このプロジェクトには、アルゼンティンのNeuquenからチリのConcepcionに至る500kmのガス・パイプライン建設も含まれ、1993年～1995年の総額で12億ドルの投資額となる。

Buenos Aires Norte社は今後5年間で1億ドルを投資する計画である。1995年には、ガス

のレギュレーター・プラントが稼働する予定で、このための投資額は2500万ドルに上る。Metrogas社（首都特別市とブエノスアイレス州南部）とGas Natural社（ブエノスアイレス州北部）の合意によると、今後5年間で配ガス網整備のために3億ドルが投資される。Gas Natural社の投資予定案件に、冬期のガス需要に対応するためのガス貯蔵用に、総額で少なくとも2500万ドルのPick Shaving Plant建設がある。

Transportadora del Sur社のプラント拡張計画が実施されれば、1994年にガス輸送は改善される。

ガスのパイプライン輸送会社は、ガス圧搾プラントの数と処理能力の20%増大を基礎に、輸送能力を15%引き上げ、7810万 m^3 とする予定である。ブエノスアイレス周辺のガス・パイプラインは合計500万 m^3 /日となり、首都圏配ガス各社に3400万 m^3 /日を供給する。

石炭

概況：

Rio Turbio鉱山の商業ベースに乗る埋蔵量は、カロリー換算で原油の総埋蔵量の76%に相当する。

アルゼンティンの石炭は主にSanta Cruz州のRio Turbio地域に集中している。1979年の採掘機器の導入と1986年と1987年に行われた発電施設とインフラの改善の結果、現在使用されている採掘技術は最も進んだものとなっている。

使用目的によって石炭の需給バランスは大きく異なる。石炭はコークス生産と火力発電という2つの用途に使用されているが、コークス生産用にはRio Turbioの石炭は他の原料との混合で使用され、年間8万トン需要される。火力発電用には蒸気ボイラーに使用され、A EyEのSan Nicolasプラントの1.2号と5号ボイラー、SegbaのPuerto Nuevoプラントの15号、16号ボイラー、ESEBA保有のBahia BlancaのTurboで使用される。

1993年の動向：

石炭生産は1993年に43%減少し、12万3000トンであった。石炭販売はさらに悪化し、1992年の半分であった。

民営化：

エネルギー庁は8企業（5アルゼンティン企業と3外国企業）に対してYCF売却に参加するよう要請した。そして、政府が資金支払い用に年間1600万ドルの補助金とSan Nicolasプラントが向こう10年間（年間37万トン）生産量全てを引き受けるという条件を提示した。2つの企業コンソーシアムが事前審査で残ったが、政府はオファーが経済的に魅力的でないとして入札を中止した。

こうして最初の民営化は技術面の入札条件に合致せず失敗したが、第2回目には技術面の審査条件を緩和し、1994年1月21日に技術・資産審査を行い、1994年2月17日に経済審査が行われる。

1994年3月10日に運営移管契約が行われ、コンセッション期間20年、落札企業は政府補助を受け、San Nicolasプラントと石炭引き取り契約が結ばれる。

電力

概況：

電力はAgua y Energia、SEGBA、HIDRONOR、Salto Grande、CONEAという国営企業や2国間機関と、EPECやESEBAという州営企業、およびいくつかの州内の配電に携わる民間企業が生産されていた。

各企業は電力料金からの収益から投資を行ってきた。収益は少なくとも運営コストをカバーせねばならず、常に留保金まで資金を回せた訳ではない。それ以外の資金源は、電力料金と燃料に対する税で積み立てられる各種基金であった。これらの基金は、1)Fondo Nacional de Energia 2)Fondo para Grandes Obras Electricas 3)Fondo Chocon-Cerros Coloradosである。また、国内外からの借り入れや国庫からの補填も行われてきた。

電力の大半は、Sistema Interconectado Integral(SIN)の500kvと132kvの送電網を介して供給されている。電力自体は、Agua y Energia、ESEBA、CONEA（原子力委員会）、SEGBA、Comision Tecnica Mixta de Salto Grande、Servicios Electricas de San Luis Empresa Provincial(SESLEP)から供給を受けている。

このような電力部門の産業構造は、民営化を通じて1992年以降、急激に変貌した。

1993年の動向：

1993年に、Piedra del Aguila水力発電所の2つのタービン（各350MW）が稼働した。第3、第4タービンも1994年に稼働し、合計で発電能力は1400MWに達する。

鉱業

概況：

石油・石炭を除く鉱業分野は開発の初期の段階にあり、GDPの0.3%、輸出額の0.6%を占めるに過ぎない。これらの鉱業開発は初期段階にあり、規模も小さいが、未開発の有望な鉱脈が発見されている。

未だに開発の初期の段階にあり、開発プロジェクト推進の整備途上にある。

鉱業輸入は年間8億4000万ドルに達し、鉱物一般、一般金属鉱物およびその製品、化学鉱物、等を輸入している。

建築用石材は経済状態に敏感に反応しリスクも少ないことから、外国企業による開発が必要とされる。この分野が民間企業が活発に活動している分野である。

金属鉱物の主要な民有の鉱山は一般的に小規模である。これらは、Jujuy州、San Juan州、Rio Negro州に存在し、含まれる金属は鉛、亜鉛、錫、銅、銀、金などである。

州営企業の保有する鉱山は、Jujuy州、Catamarca州、Rio Negro州にあり、含有される金属は主として鉄、金、銀である。

1993年の動向：

新しい鉱業法は投資を活発化させると期待されている。鉱業投資法（法律第24196号）は以前の法的枠組みを基本的にへんこうするもので、振興制度と特別基金を廃止し、開発リスクは民間部門が負う。同法の下で開始されるプロジェクトは、現行の税のみが課され、将来の増税が行われないことを向こう30年間保証している。

鉱業再編法（法律第24244号）は、採掘コンセッション、地質情報、採掘ロイヤリティの額、Consejo Federal de Minerianoの制度化について、統一的な規準と法制度を整備したものである。

大統領と鉱山を保有する州知事の間で、鉱業開発を奨励するための中央と州の連携行動に合意した（Acuerdo Federal Minero）。中央政府は、中央政府との合意内容に抵触しない範囲で鉱業規範（Codigo de Minería）に沿って、州政府が独自に公開入札を実施することを認めた。鉱業部門の国営、州営、混合会社は民間企業と比べて何等の特権を持たないことが法律第24228号で確認された。

大統領令988/93号で、政府はYCFと国営企業が所有する石炭採掘施設、鉄道、港湾の民営化を発表した。

大統領令2007/93号によって、中央政府は清算中のHIPASAM（Rio Negro州と中央政府の所管）の資産の移転合意を承認した。

コロラド州デンバーで経済大臣は、未開発にとどまっているアルゼンティン鉱業の外国投資による振興計画を開始し、主要な鉱業国であるカナダや南アフリカで引き続き誘致活動が展開される。

振興計画は将来のアルゼンティン鉱業を規定していく3つの法制度から成り立っている。

1) 鉱業投資法（法律第24196号）、2) 鉱業に関する合意（Acuerdo Federal Minero）、3) 鉱業再編法。

民間企業は、今後30年間、鉱業活動に係わる連邦税、州税、市町村税の引き上げが無いことを保証されている。

鉱業庁は、Catamarca州のYMAD保有のFarallon Negro-Alto La Blenda鉱業コンプレックス、45㎡の探査・採掘の公開入札を行った。1993年央には、生産高は過去最高を記録し、金が80kg、銀が800kg以上となった。

投資：

鉱業部門は投資をひきつけつつある。数社が既に9つの鉱業州で64プロジェクトを立ち上

げ、予定投資額は1億300万ドルに達する。

鉱業部門投資プロジェクト（1993年～1995年）

企業名	投資額（百万ドル）
Aldermines Int.Ltd（カナダ）	0.9
Aidermines Sikaman y Cormine（Neuquen州）	4.6
American Resources（アメリカ）	6.0
Rotasio Rio Colorado	9.0
Minera Aguilar	2.0
Anglo Amerikan（南アフリカ）	2.0
BHP（オーストラリア）	0.9
BHO Utah	2.0
Catricura S.A.（カナダ）	0.1
CRA Exploracion Argentina S.A.（オーストラリア）	350.0
EACA（アルゼンティン）	0.3
FMC Lithium International	100.0
Ingeoma（アルゼンティン）	2.0
Minicorp（Anglo-Argentina）	16.4

IV.個別案件の概要と評価

IV. 個別案件の概要と評価

1. サプライヤー開発プログラム（工業庁工業局・INTI）

（1）背景

本件の要請元は、工業庁工業局及び国立工業技術院（INTI）である。INTIは経済・公共事業省工業庁の下に設置され、工業庁の立案した政策を実施する機関として、過去、工業省エネルギー計画（開発調査、1986～88）及び包装技術プログラム（プロジェクト方式技術協力、1989～93）のカウンターパートであった。

メネム大統領の下、現在、過去の混乱を極めた経済の再建を最重要政策として取り組んできているところであるが、92年度末で総額約611億ドル、利子支払いのみでも年間約40億ドルにも上ると言われている対外債務が財政を圧迫し、国際収支を悪化させている。これはインフレ要因ともなり、経済悪化の大きな原因をなしている。この支払い原資たるべき貿易差益の増大がアルゼンティンにとって緊急の課題となっている。また、95年にはブラジル、ウルグアイ、パラグアイとの間で南米共同市場（メルコスール）を設立し、メルコスール域外市場の獲得と域内関税撤廃のための共通戦略の策定をめざしており、この観点からも国際競争力強化・輸出振興が重要課題となっている。

（2）案件概要（別添資料（1）参照90ページ）

持続的な輸出の拡大を図るためには、市場が要求する品質を保証するための品質システムを確立する必要があるが、大半の大企業においてはそれが確立されている一方で、中小企業を中心とした部品・原材料を大企業に供給する企業（サプライヤー）においてはその導入が遅れている。本件は、それらサプライヤーが大企業の品質基準に応じた品質水準を達成できるように、サプライヤーの品質の向上、デザイン能力の強化、技術革新を図るために必要な手段と知識の提供を目的としている。

既に他のドナーにも協力要請をし、スペインが品質及びデザイン、ドイツが品質の分野での協力を決定しており、日本に対しては工業デザインの人材養成、省エネルギー、環境等の分野での協力が要請された。

（3）技術的評価

サプライヤーの育成は非常に重要な課題であり、当方としても関心のある分野ではあるが、具体的に開発調査として何を行うのかが不明確。また、INTIの人員は

1,000人

(ブエノスアイレス 700人、地方 300人)と大きな組織ではあるが、現在大規模な組織に着手したところであるとともに、省エネルギーや環境については、経済・公共事業省内のエネルギー庁及び環境庁との関係を明確にする必要がある。(なお省エネルギーについては、既に開発調査は終了しており、4月プロジェクト方式技術協力を実施する予定であり、4月に訪亜するプロ技調査団に相談するよう指摘。)

(4) 対処方針

何を調査対象とするのかINTIが明らかにした上で再検討することが適当である。なおその際にはINTIのみをカウンターパートとすることが適当かどうかも併せて検討する必要がある。

2. 化学産業分野・中小企業振興計画 (INTI)

(1) 背景

本件の要請元もINTIであるが、INTIにおいて指導に当たっている個別長期専門家が同化学部の調査及び化学企業組合、企業5～6社の訪問を行い、化学部とアルゼンティン化学産業に対する効果的協力方法について話し合った結果、提出されたものである。

アルゼンティンの化学産業について、企業数は1980年のデータで3,300社であり、うち中小企業(大企業 従業員100人以上、中企業 従業員20人以上、小企業 20人未満)が80%を占めている。そのうち500社が今回の調査対象であるファインケミカル及びスペシャリティーケミカル分野(対象製品 薬品化学、着色剤、添加剤、農業化学、香料等)であり、特に薬品関係は250社(中間材 50社、医薬品 200社)である。また、正確なデータはないが、化学産業の国内生産は製造業全体の20%を占めると推定され、第2位の地位を占める産業分野である。うち20%をファインケミカル及びスペシャリティーケミカルが占めていると予想されている(薬品を除く)。さらにこの分野の大企業は10社(外資含む)であり、50%程度のシェアを占めていると思われる。なお、1990年の全化学製品輸出5億ドルのうち18%をこのファインケミカル及びスペシャリティーケミカルが占めている。

アルゼンティンは本分野を最も将来性の高い分野の1つと位置付けており、輸入代替及び輸出拡大の観点から、生産の拡大及び多様化を重要課題としている。

(2) 案件概要

ファインケミカル及びスペシャリティーケミカル分野について、①技術（製品及び生産設備）の国際的基準による分析・評価、②技術レベル並びに生産性を国際水準に近づけるための効果的プロジェクトの形成のための提案、③将来亜国の輸出リーダー的役割を果たしうるようにするための振興戦略の提案、④INTIが前記目的を達成するために十分な設備・人員・能力を有するか否かの評価、⑤製造業分野の現状評価と改善計画策定に係る基本的手法の技術移転

（３）技術的評価

最近かつ正確な情報がなく、亜国経済に対する本分野の影響がどの程度なのか不明である。

（４）対処方針

より詳細な情報を亜国側から得つつ、大来レポートフェーズ２の進捗状況及びその中でファインケミカル及びスペシャリティーケミカル分野の振興の必要性の有無の判断を待って対応すべき。

３．石油精製及び金属・非金属採掘に伴う土壌・水質汚染対策（環境庁）

（１）背景

本件の要請元は環境庁である。同庁は１９９１年に設立されたばかりであり、現在機能確立の過程にあるが、鉱山庁と共同で環境法案を作成するなど積極的な活動を開始している。環境庁と州政府との関係は、同庁が計画及び規制を定め、州政府がその範囲内で個別に規制するとともにモニタリングを実施している。ただし環境問題が州をまたがる場合及び地下水汚染については同庁が直接コントロールしている。

石油精製に伴う環境汚染については既にかなり進んでおり亜国側で調査を開始している。一方金属・非金属開発に伴う環境汚染については開発がまだ進んでいないことから、あまり発生していないものの、鉱さい中の汚染物質の処理及び採掘中に地下水へ汚染物質が排出されること等今後大きな問題となることが十分予測されている。

（２）案件概要

環境庁側で全体的なマスタープラン作成を要請するか、特定油田・鉱山の対策作成を要請するか検討すること。

(3) 技術的評価

要請内容がまだ固まっていないため技術的評価はできない。しかし、石油開発に伴う環境汚染については、我が国には海外での石油開発の経験があり、全く対応できない問題ではないと考える。また鉱害対策については、チリ及び中国で既に開発調査の経験があり、十分対応可能と考える。

(4) 対処方針

並国の環境法令・環境基準・排出基準等の関連情報を収集するとともに、正式要請を待って前向きに検討を進めるのが適当と考える。

4. 中小企業振興計画（工業庁中小企業局）

（1）背景

メネム政権は、1989年の発足以来、国際経済への参入に向けた開放経済政策を実施してきた。現在までのところ高い経済成長と企業活動の正常化を実現してきたが、その過程において、中小企業の経営能力の低さや技術力の遅れ等の問題が表面化した。今後安定した成長を維持するためには、中小企業の競争力向上が不可欠である。

（2）案件概要（別添資料（2）参照92ページ）

わが国に対しては、全般的なM/P調査ではなく、ひとつの分野を選んでいくつかの企業をモデルとして診断し、共通の問題の解決策を提言するという具体的な調査を要望している。

（3）技術的評価

中小企業振興は非常に重要ではあるが、現在のところ対象分野が決まっていない。

（4）対処方針

対象分野が明らかにされた後、関連資料を収集し、当該分野のア国経済に対するインパクトを検討する必要がある。また、調査実施の際にINTI、業界団体等の協力を得られるかどうかを合わせて検討するべきである。

5. プエノスアイレス州政府要望案件

（1）背景

プエノスアイレス州は、ア国の工業生産の第1位であり、ア国経済に与えるインパクトは非常に大きい。プエノスアイレス州の工業発展は、ア国全体の経済の安定にとって重要な意味を持っている。

しかし現在、インフラ整備が十分でなく情報システムが非効率なため、様々な産業において競争力がないという問題を抱えており、そうした状況の改善のため、わが国の協力を期待している。

（2）案件概要

上記の問題の解決のため、1）エネルギー-2）情報システムの2つのプロジェクトを計画しており、これに対するJICAの協力を得たいと考えている。

1) エネルギー分野

- ① 120MWの火力発電所の建設（天然ガス）
- ② 500KV送電設備の整備（マルデルプラターバイアブランカ）

2) 情報システム

中小企業を対象とした技術革新及び人材養成のネットワーク整備

(3) 技術的評価

1) エネルギー分野

ブエノスアイレス州の電力部門は、1994年度中に民営化される予定である。州の株式保有率はまだ決定していないが、完全に民営化されるのであればJICAの開発調査の対象外となる。

2) 情報システム

ア国側が専門家によるセミナーを希望しているため、専門家派遣が適当であると思われ、その旨調査団より述べた。

(4) 対処方針

電力部門の民営化の結果を待つ必要がある。

6. サンタ・フェ州政府要望案件

(1) 背景

サンタ・フェ州の工業生産はア国第2位であり、多様化している。主なものは、食品、繊維、機械、金属、皮革、紙・パルプ、木材、建築材料等である。工場の所在地も分散している。1985年の企業数は約13,000であったが、現在は推定で約9,500で25%減少したと思われる。企業の大部分は中小企業であるが、経営、マーケティング、国際市場への参入等の面で問題を抱えている。州政府としては、これらの問題を解決しつつ工業振興を図っていきたいが、工業振興が環境汚染やある地域への一極集中を引き起こしたりしないようにしたいと考えている。

(2) 案件概要

州政府では工業振興に向け様々なプロジェクトを計画しているが、どれを優先させて実施すべきか、またいかなる方法で実施するのが良いのかわからない状態である。したがって、州政府が立てている政策をレビューし、今後の工業振興政策を提言するとい

う調査を要望している。

(3) 技術的評価

地域振興の面から意義深い案件であると思われる。

(4) 対処方針

正式要請が提出された場合は、中央政府が要望している中小企業振興計画やサプライヤー開発計画との関係を整理し、優先度を検討する必要がある。

サプライヤー開発プログラム

工業庁

目的

持続的な輸出の拡大を図るためには、品質の向上、コストの低減、生産量の拡大による競争力向上に向けた公的部門と民間部門の努力が必要である。これを実現するためには、生産部門による品質向上、デザインの改善、技術の近代化に重点を置いた近代的な経営と人材育成の導入が重要な条件となっている。

「サプライヤー開発プログラム」は、それら目的の効果的達成に向けた産業政策的手段として位置付けられるものである。本プログラムの信頼性を確保し、成功を保証するためには、以下の要素をベースとする：

- a) 十分な予算措置
- b) 企業、労働者、教育部門の広いかかわり
- c) 生産構造を構成する各セクターの参加
- d) 各州政府の支持
- e) 競争力強化に適した環境形成の促進に向けた政策の調整

経営者、労働者と公的部門の積極的な参加は、本プロジェクトの成功に向けた極めて重要な要素である。品質・生産性の向上を実現する場合、労力の教育・再教育は、最適の手段である。本プログラムの継続性を確保するためには、各関係者間のコンセンサスが重要である。

概要

本プログラムは、民間部門と公的部門が共同で実施するものである。大半の大企業は、輸出及び国内市場が要求する品質を保証するための品質システムを確立している。しかし、中小企業を中心とするそれら大企業のサプライヤーは、品質システムの導入に遅れている。そのため、「サプライヤー開発プログラム」は、それら中小企業が大企業の品質基準に応じた品質水準を達成できるように、中小企業の品質、デザイン、技術革新部門の組織構造の最適化を図るために必要な手段と知識の提供を目的としている。

公的部門における本プログラムの実施機関は、経済企画庁、工業庁と普及を担当するINTIである。工業庁とプロモーターとして活動する大企業群が本プログラムの調整を行う。工業庁は、各サブプログラムを策定し、各分野の事業を計画する、また、政府と大企業は、本プログラムに参加する中小企業に対する資金・技術的支援に関する方針を決定する。

本プログラムの発足段階における対象中小企業は、プロモーターとして参加する大企業のサプライヤーとする。次の段階では、各産業部門の中小企業の参加を予定している。

実施期間中、工業庁は、プログラムの紹介・広報、モニタリング・評価、改善戦略の策定を行う。人材育成、技術指導事業は、INTIが実施する。

「サプライヤー開発プログラム」は、以下3モジュールより形成される：

- a) 品質

b) 工業デザイン

c) 技術近代化

各モジュールの目標は以下の通りである：

品質：

- 1) 中小企業の組織構造に品質管理技術・概念を導入する
- 2) 企業の人材育成を図る
- 3) 品質保証システム (ISO9000シリーズ) の実施を希望する中小企業に対する技術指導
- 4) 国内外標準化機関の協力を促進する
- 5) 標準、品質、認証任意システムへの参加を奨励する
- 6) 「国家品質賞」など、への企業の参加を促進する
- 7) 新しい企業家マインドの形成を促進する

デザイン：

- 1) デザインの重要性に関する認識化
- 2) 企業の品質改善政策におけるデザインの利用を促進する
- 3) デザイン改善に向けた技術指導
- 4) デザイン技術の適用を包装に向ける
- 5) グラフィック・デザインを企業のアイデンティティと結びつける

技術革新：

- 1) 中小企業の経営者、技術者の再訓練を行う
- 2) 技術革新の運営モデルを開発する
- 3) 大企業からの中小企業向け技術移転を促進する
- 4) INTIにおいて、大企業と中小企業の連携を担当する部門を設置する
- 5) 経営の改善を図るため、「ソフト技術」導入を促進する
- 6) 公害を伴う技術の採用による環境影響について指導する
- 7) 技術適合を開始する企業を支援・奨励する

各モジュールで期待されている成果：

品質 (1994 年12月)：

- 1) サプライヤーの認可
- 2) 2つのサプライヤー群における品質マニュアルの適用
- 3) 3つのサプライヤー群に対する研修の実施

デザイン：

- 1) 「国家工業デザイン計画」の発足に向けた基盤の整備
- 2) デザインに関する情報交換ネットワークの発足
- 3) INTI内部におけるデザイン専門家、コンサルタントの育成

技術革新：

- 1) 中総企業の技術需要のデータ・ベースの作成
- 2) 技術供給の情報化
- 3) 技術移転条件の登録：コスト、規制、特許、商標ライセンス等
- 4) 技術需要の予測
- 5) サプライヤーの技術適合経験に関する報告

中小企業局
協力計画(案)

背景

ここ数年間、アルゼンティンは、国際経済への参入に向けた経済の開放政策を実施してきている。

同政策が伴うメリットに関する疑問はないが、その実施過程において、他国企業と比較して、ア国企業が抱えている問題が表面化された。

大企業は、それら問題を解決しつつあるが、中小企業については、支援を要するいくつかの問題を未だ抱えている。

それら問題は、以下のとおりである：

- 1) 大企業同等のファイナンス条件へのアクセスが不可能
- 2) マネージメント能力の低さ
- 3) 新市場に関する知識の不足
- 4) 技術の遅れ
- 5) 不十分な生産規模

これら問題の解決は、90年代における経済の開放とともに、公・民部門の重点課題である。

これら問題の解決策は、他国で成功したプログラム、方策の実施によって達成されるものである。

ここで、国内中小企業の競争力向上の達成ための手段として、国際協力が重要な役割を果たすものである。また、それによって、外国企業や投資家に新しい商売の機会を与えることとなる。

そのために策定した中小企業支援プログラムの概要は、以下のとおりである：

1) 技術移転プロジェクト：

鉄鋼、資本財、自動車部品、ファインケミカル、果樹野菜部門等を対象とする。

a) 地域・セクター別診断より開始する（同業種、同地域内の企業を選択する）

a1) 本フェーズの実施においては、外国からの専門家派遣が有用である

b) 評価と解決案の提示

c) 関心を示すプロジェクトに参加した企業に対し、優遇条件下における資本財の供給

d) 必要に応じ、INTIとともに、機材の調整を行なう

2) マネージメント改善プロジェクト

中小企業マネージャーの育成に向けたJICA、AOTSの短期研修、セミナーの継続・拡大を図る。派遣される講師は、最低1年間滞在し、国内4、5地域においてコースを実施することが理想的である。

V. 総合所見

V. 総合所見

(1) 1989年7月に政権についたメネム政権（ペロン党）は、従来のペロン党のポプリスト的政策を転換し、貿易自由化、行財政改革、国営企業の民営化、各種規制緩和等の経済自由開放政策を積極的に推進すると共にドル兌換法（外貨準備高に対応する通貨発行で、1ドル=1ペソの政府保証を法定）による経済安定化政策の実施により、インフレは急速に鎮静化し、経済成長率も高い水準で推移してきている。

	1989	1990	1991	1992	1993
消費者物価上昇率	4.923	1.344	84.0	17.5	7.4
実質経済成長率	-6.2	0.1	8.9	8.7	6.0

また、1994年についても経済成長率 6.5%、インフレ率 4.4%の安定した成長を見込んでいる。

(2) 徴税機構の強化、チープガヴァンメントの実現、国営企業の赤字補填の制限等行財政改革の進展により財政収支は大幅に改善している。

また、1992年の首都圏電力公社、ガス公社、ブエノスアイレス上下水道事業、1993年の石油公社の民営化等を株式の売却、経営権委譲の各方式により行った結果対外債務の削減、財政の再建等に大幅に寄与した。

(3) 一方経済の自由開放政策の進捗の結果、アルゼンティン企業が抱えている弱点も表面化してきている。大企業は問題を解決しつつあるが、中小企業は①大企業同等のファイナンスのアクセスが不可能②マネージメント能力の低さ③新市場に関する知識の不足④技術の遅れ⑤不十分な生産規模といった問題に直面している。

(4) また経済の安定化を持続的に維持するためには、外貨準備高が安定的に存在することが前提となっている。これまでのところ、米国の金利安から民間短期資金の流入、逃避資金の還流、国営企業の民営化に伴う資本流入等により経常収支の赤字を上回る資本収支の好調によりこれを支えている。

しかしながら、米国の金利上昇による民間資金の流入の減少、民営化収入の減少等に

よる資本収支の悪化のおそれがあり、外貨ポジションを現在のとおりに安定的に維持することが可能かどうか懸念されるところである。

現在の輸入の増加は、消費財の輸入増が鎮静化し、資本財の輸入が増加しているものであり、将来の輸出増につながるものであると説明されているが、外貨ポジションを安定的に維持するためには輸出振興策の積極的推進、外国からの投資の促進策の強化を図る必要があると思われる。

当地商社筋の情報によれば、ここ1年位の間にはアルゼンティン産業界の輸出マインドが高揚してきており意識変革が目覚ましいとのことである。幕張におけるFoodex 94への参加、チリのコンセプションに向けての天然ガスパイプラインの敷設等太平洋経済圏に対するアプローチも急激に高まっている。またブラジルに対する輸出も急激に増加してきている。

(5) 上記のように、アルゼンティンが抱えている課題の克服は、長期に処理すれば良いという問題ではなく、資本収支の悪化によりインフレの再発等経済の逆戻りを避けるためには、短期間に処理しなければならない性質のものであり、かつ体系的・斉合性を維持しながら実施する必要がある問題である。

しかしながら現状は、問題が一気に噴出した様相を呈しており、課題の析出とその処理する手法及び責任担当組織が必ずしも明確ではなく、場当たりの面が伺える。

JICAとしては、「大来レポート」の見直し調査等を通じてよりコンプリヘンシブな政策立案を示すと共により具体的な個別政策を確立することが必要である。

個別政策については、アルゼンティン政府がより実現可能なものである必要がある。ややもすれば総論の唱導のみに終わるようなプランは避けるべきであろう。

アルゼンティン経済の持続的発展のためのプロジェクト形成にあたっては、①課題・問題の所在の明確な診断②包括的・斉合的な政策体系の確立③個別問題の明確な課題の析出④個別・具体的な処方箋⑤実施期間の特定化・責任体系の明確化等の方針で望む必要がある。

なおわが国との経済関係は必ずしも活発なものとはいえない状況にあるが、上記に述べたように条件はつくものの経済のパフォーマンスは回復しつつあり、またアルゼンティン経済のガンであるポプリスト的な社会制度等の改革の努力も払われており、アルゼンティンの中南米における位置付けを見直し、北米、ヨーロッパ等市場をにらんだ戦

略をたて直す時期であると思われる。

(6) 今後 J I C A が取り組むべき新しい協力分野として、環境関連分野と中小企業振興等が考えられる。環境については意識の高まりが感じられたが、アルゼンティンにとって新しい課題であり、監督官庁である環境庁が整備途上であることもあり、具体的案件に結びつけ、効果的な協力を行うには、日ア間で一層のプロジェクト形成のためのすり合わせを行う必要がある。

また、急激な経済自由化政策の下で大きな影響を被っている中小企業については、国際競争力の強化というものの、具体的政策については方針が定まっていなかったように感じられた。これが所管官庁である工業庁内部で一貫した政策立案に際して若干の混乱をきたしているように見受けられ、また実施機関である I N T I は自由化政策に見合う体制作りのため、大規模な組織改革に着手したばかりである。

これらの分野については、課題の重要性と緊急性を鑑みれば、組織・体制整備を待つて協力を実施するというよりも、アルゼンティン側の大枠の方針と推進体制が明確であれば、技術協力を通じて組織・体制整備を支援するという視点も必要となろう。案件形成に際して、日本側が当該分野の専門家を派遣して予備的な調査やすり合わせを行う等一段の工夫が必要とされよう。

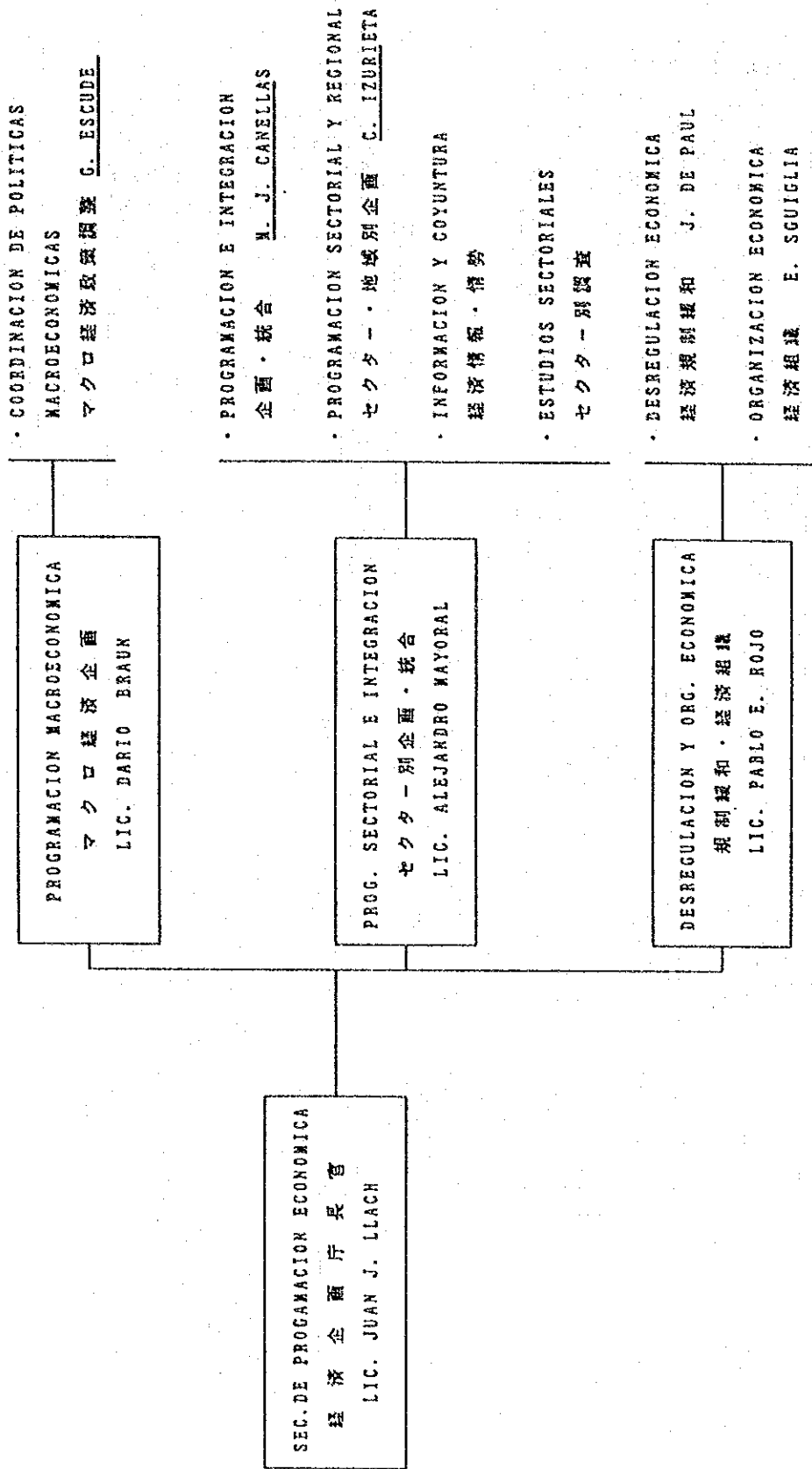
アルゼンティン経済は歴史的な転換点にあり、大規模な構造転換の下での組織・体制作りには、協力開始後にも試行錯誤は避け得ないと思われるので、日本側の柔軟かつ敏速な対応も求められる。

VI. 資 料

經濟企画庁組織図

SUBSECRETARIA 次官

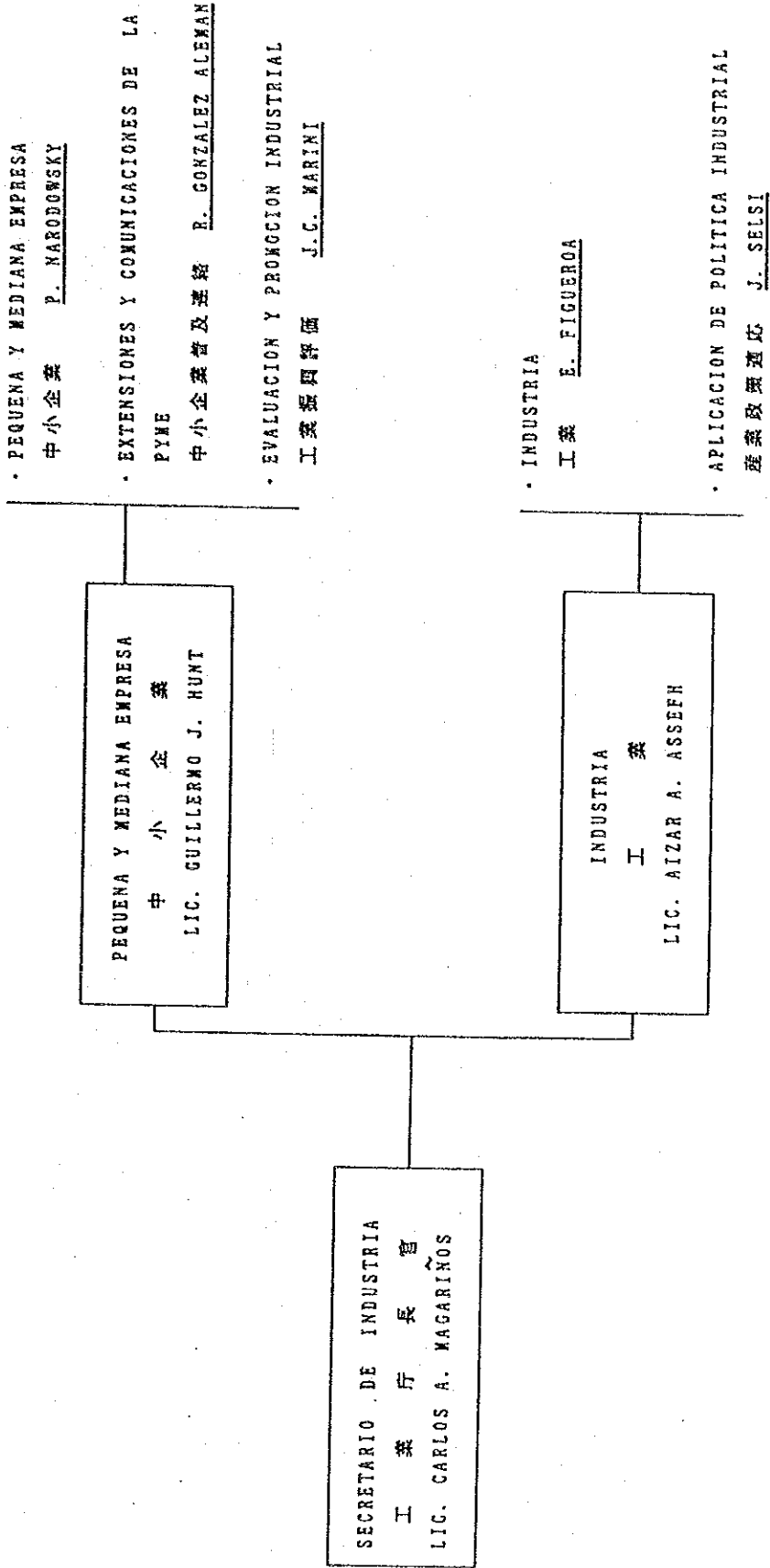
DIRECCION 局



工業庁組織図

SUBSECRETARIA 次官

DIRECCION 局



鉱業庁組織図

SUBSECRETARIA 次官

DIRECCION 局

• MINERIA
鉱業 M.A. GUERRERO

• INVERSIONES MINERAS
鉱業投資 D. BORELLI

• EVALUACION MINERA
鉱山評価

• DESARROLLO MINERO
鉱業開発 P. ALCANTARA

• SERVICIO GEOLOGICO
地質サービス R. PAGE

• GEOLOGIA REGIONAL
地域地質 M. FRANCHI

• RECURSOS GEOLOGICOS MINEROS
地質鉱山資源 E. LAVANDAIO

• GEOLOGIA AMBIENTAL Y APLICADA
応用・環境地質 O. LAPIDO

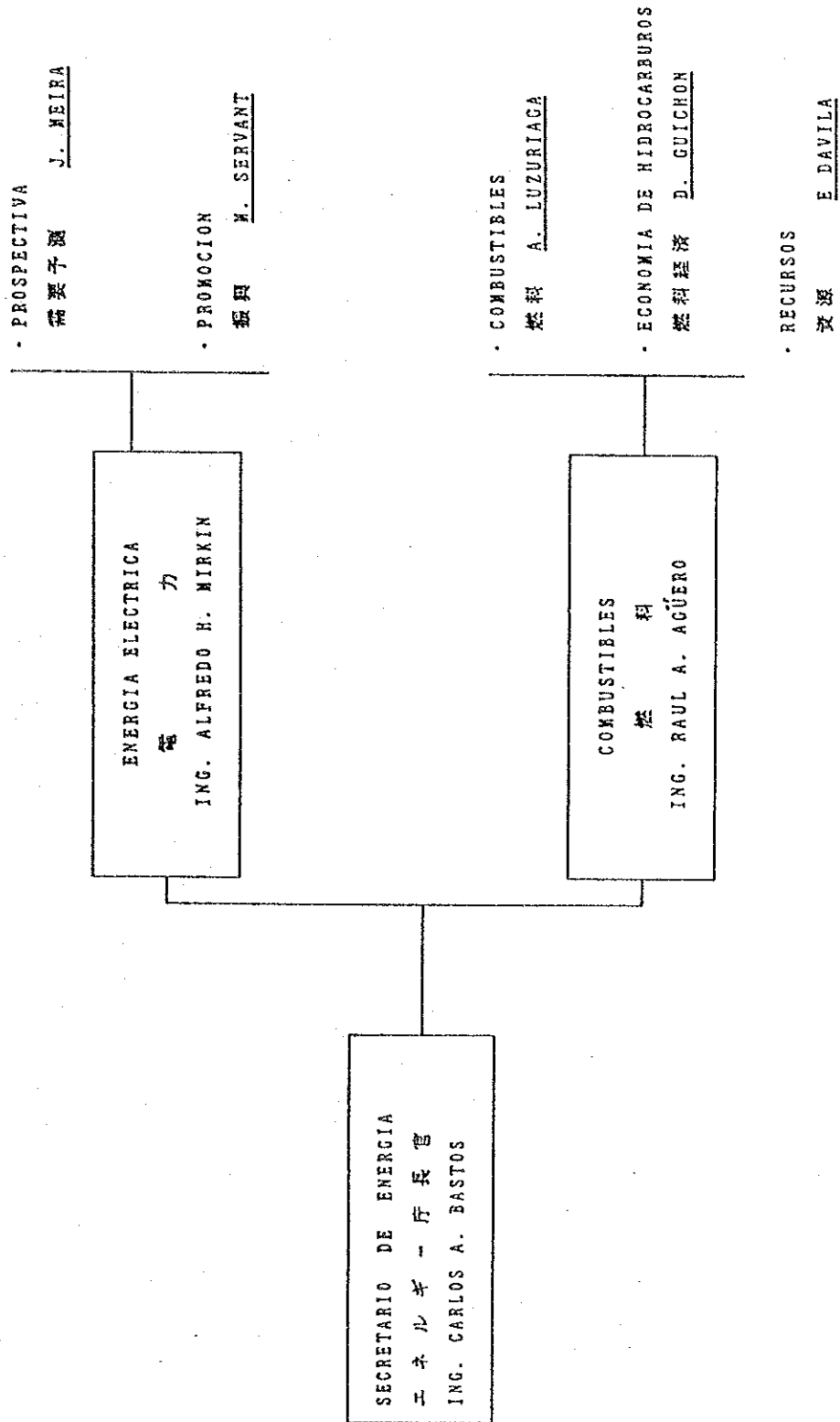
SECRETARIO DE MINERIA
鉱業庁長官
GEOL. ANGEL E. MAZA

MINERIA
鉱業
SR. ALFREDO A. CORDOBA

エネルギー庁組織図

SUBSECRETARIA 次官

DIRECCION 局



2. サプライヤー開発計画

1994年3月

工業庁

サプライヤー開発計画

序論：

技術の進展、生産面での労使双方の新組織機構や管理形態等の普及並びにその影響発生に伴う市場のグローバル化に依って、我国産業分野も厳しい競争にさらされることになった。企業競争力を高める為に一層生産量を増やし、且つより良質の製品類を生産することは、同時にアルゼンチン企業が提供する製品及びサービスの質の一層の向上を意味し、大幅な生産コストの引下げに結び付くことになる。

継続した輸出の増加のためには、公共部門と民間各部門を含め、ダイナミックで公共政策に裏打ちされた競争上の利点を創り上げ、新市場へ参入していく戦略を推進する必要がある。この総括目標は、我国生産部門が企業経営の改善及び自国の地位をより一層向上させる為に必要な近代化と人材養成等の施策を総合的に実施することによって達成出来るであらう。すなわち、品質、工業デザイン、技術革新は企業の発展を導く為の三大要素である。サプライヤー開発計画(PDP)は、アルゼンチン企業群が現在の国際経済において重要な役割を果たすことが可能となるこれらの目標を達成するための産業政策的手段として位置づけられるものである。

この提案に就いての信頼性を確保し、その成功を保証する為にPDP計画は以下の各要素を土台としている：

- a) 十分な予算処置
- b) 企業、労働及び教育部門の十分な合意
- c) 生産部門を構成する各セクターの参加
- d) 計画実現に向けた各州政府の支持
- e) 競争力強化に適した環境形成の促進に向けた公共政策の調整

企業経営者、労働者及び公共部門がサプライヤー開発計画(PDP)に積極的に参加することは本計画を成功させる上で特に重要な要件である。

労働力の教育、再教育は工業部門の品質及び生産性の向上を図るための最良の手段である。本計画の継続性を確保するためには、生産部門の各関係者間のコンセンサスを得ることが重要である。

本PDP計画は連邦政府所管計画ではあるが、品質、工業デザインの改善手順と企業、技術、労働力の育成は、地方に於ける生産額の増加にも繋がることになる。従って、本計画は、各州の発展にとって重要な役割を果たし、生産部門の地方分化を容易にするものである。

サプライヤー開発計画

サプライヤー開発計画に関する運営概要

本計画は、官民部門と公共部門が共同で実施するものである。民間部門では、既に企業は自社の競争力を改善する必要性を敏感に感じ取り、社内組織機構の中で輸出に対応でき、国内市場の要求する品質を保証するため、品質システムの確立と生産向上を実施して来ている。しかし、そうした大企業の地場のサプライヤー達、主として中小企業側は、このような改善計画の導入に遅れている。

本計画PDPの目的は、これらの中小企業に対して品質、デザイン及び技術革新の分野で、その組織構造を改善するのに必要な施策や知識を移転して、スポンサ企業（発注企業）の需要に十分対応出来るレベルに到達させることであるが、その為にはこれら中小企業が品質及び優れた生産性が競争力を決定する要因であることを納得する必要がある。

本計画に対する官側の実施機関は経済公共事業省の経済企画庁、工業庁及び国立工業技術院（INTI）を予定しており、これらの組織機関を介して本計画が国内全体に広がることを期待している。このサプライヤー開発計画は、工業庁が計画のプロモーターとなるべき大企業側と共同して調整した上で、実施細則を決定し各分野の事業を企画するものとする。また、政府は、本計画に参加する中小企業に対する資金及び技術援助に関する基準を明確化する。

本計画開始第一段階に於ける対象中小企業は、本計画のプロモーターである大企業のサプライヤーとする。第二段階では種々の産業部門の中小企業の参加を考えている。

工業庁は実施全期間を通じて宣伝活動や関心喚起の為の企業向けセミナー、計画の各段階のモニタリング、信頼出来る指標、戦略概要に基づく結果類の評価及び改善戦略の策定を通じて本計画PDPの普及に努めるものとする。

研修活動並びに企業側に対する技術支援は、工業庁が国立工業技術院（INTI）を指導して実施する。

本計画（PDP）は以下の三大構成要素によって構成される：

- a) 品質
- b) 工業デザイン
- c) 技術革新

上記の各々に就いて予想目標に応じた活動計画を決定する。

品質分野の目標は以下の通り：

1. 中小企業の組織機構に品質に関する概念とその管理技術を導入する
2. 企業の人的資源をトレーニングする
3. 品質保証システム（ISO 企画9000）の実施を希望する中小企業に対して技術支援する
4. 国内外の標準化機関との協力を推進する
5. 行政令番号 _____ に基づき創設された規格、品質並びに認定証明に関する任意システムへの加入促進を企業側に働きかける
6. 全国品質賞や品質重視を目標とする公共的イベントへの企業の参加を促進する
7. 品質不在によるコスト引下げに走り易い国内生産を見直し、革新的且つ近代的基盤に立って輸出業者としての側面を改革する必要性について企業側の新たな意識形成を働きかける

デザイン分野の目標は以下の通り：

1. デザインの重要性について企業側の関心を喚起する
2. デザイン利用促進活動と企業の品質改善対策を一体化する
3. 製品類のデザイン改善を必要とする中小企業に対する技術指導を促進する
4. 工業デザイン技術を包装(packaging) 部門へ適用する
5. 企業アイデンティティ (C I) 強化の為に、グラフィック デザイン及び周辺デザインを応用する

技術革新分野の目標は全て、サプライヤーの技術面及び作業面の近代化の促進と生産性向上に集約される。理想的目標は以下のとおり：

1. 技術、管理及び労働面で中小企業サプライヤーの経営者及び技術者をトレーニングする
2. 技術革新管理モデルの開発
3. 企業間提携を強化して発注企業からサプライヤー企業への技術移転を促進する
4. 国立工業技術院(INTI)管轄下に、大企業側からの技術提供と産業革新に直面している中小企業サプライヤー側の技術要請との間の懸橋し役となる部門を設置する
5. 企業の経営改善の為に”ソフト技術”の導入を促進する

6. - 公害を伴う技術の使用によって引き起こされる環境影響について企業を指導する

7. - 技術の適合に着手するように企業に対し刺激を与え支援する。

このため、技術の利用基準策定に対する支援及び資料の整備による支援が期待される。

企業競争力改善の為の決定要因の一つとして、本計画(PDP)の各部門につき中小企業の経営者、技術者並びに労働者が前向きに取り組むことが不可欠である点を見逃してはならない。工業庁はこの点に着目してスペインの産業機構専門校との提携協定書に調印したが、これによって結果的に我国企業の管理レベルの向上を充分期待する事が出来る。

このプロジェクトの目的は、経営者、技術者及び労働者に知識を伝達し、国際市場における指導的企業の生産管理経験を普及させる能力を備えた同様の学校をアルゼンチンにも創設することである。

適切なカリキュラムによるデザインのノウハウは、スペイン人専門家達によって指導伝達されるが、彼らは同施設設立に関する詳細全てを取仕切る為にアルゼンチンにやって来る。

同校の教科内容は以下の部門に細分される：

- a)- 技術的運営と生産組織機構
- b)- 生活環境への取り組み方
- c)- 企業管理及び経営
- d)- 作業面の取り仕切り及び専門的訓練
- e)- 部門別問題及び特定の公共政策関係の特別プログラム

一方、本計画(PDP)の検討に関する補完活動の為に日本人専門家の派遣について国際協力事業団(JICA)を通じて日本政府に協力を要請した。この技術支援の形態はコンサルタント業務であり、実施面で生ずる障害類を事前に識別し、修正した戦略をもとに同計画の練直しをすることを目的とするものである。全産業部門に就いてマクロ的な透視観察を続けて、本計画の終局段階では残りの中小企業サプライヤー側にもその効用を広げてゆけるようにすることを協力結果として期待しており、日本側支援は極めて重要な要因である。この協力で期待することは、本計画への参加を要望している企業に対する契約メカニズムの組立てとサプライヤー選定面の透明性と合理性の確立に対する日本側の支援である。最後にサプライヤー開発計画結果の評価として、品質及び生産性面での改善指数が上がることを期待したい。

品質分野

序論：

品質問題は数年前から全企業領域で強く根付いている概念である。最近、システム及び技術プロセスが適用されて以来、財貨及びサービスの生産、提供面での急激な増加によってこの問題は大きな弾みが付いている。この為に従来の競争上の基準類は最早、競争上の利点としては役に立たず、今や、利用可能な資源、資力類の活用をより一層継続的に進めてゆける様なより効率的な方法と生産技術を追い求めてゆく必要性に迫られている。顧客は製品の単なる消費者や利用者ではなく、生産分野の全ての人達及び組織機構、例えば企業、サプライヤーの従業員達等であるとの認識に基づき、本サプライヤー開発計画PDPの基準が目指している品質概念は、財貨、サービスに関する顧客層のニーズと期待を満足させることに他ならないことを理解する必要がある。

この品質問題は、基本的には夫々の市場によって要求されるものであり、顧客層を信頼しなければならぬ企業側にとっては自社の期待を遂行することを保証するシステムと手法との妥協と言える。従って我国の輸出を改善する為には、国際経済を支配している諸条件を明確に認識することが不可欠であり、この理由で本PDP計画の主要目的の一つは品質管理を全企業にわたって実施推進する事である。この為、新たなパターンに基づくコスト低減に要約される実績及び生産性の改善なくしては、輸出面での飛躍もなく、従ってより一層の経済的成長もあり得ないことを理解するためには、企業経営者への絶えざる普及及びその意識の高揚が先ず最初に不可欠なものとなる。

活動内容

本書の序文で言及した通り、本PDP計画の組立ては品質分野では四部門の主要な組織の参加を予定している：即ち工業庁、国立工業技術院(INTI)、発注企業及びサプライヤーである。この各々に対する活動概要の提案は以下の通りである：

1) 工業庁(SI)

当分野の活動に対する戦略の指揮並びに調整業務は工業庁の担当職務であり、本件に関して策定された諸指標をベースにして得た結果を常時評価することも本組織体の責任である。又、工業庁は本計画の推進役となる大企業側と連帯して、主導性維持の為に必要な資金の管理職務も担当するものとする。

実施第一段階での必要な活動は、発注企業側と合意した基準に基づいて選定したサプライヤー諸企業宛てに、アンケートを送付し、その中に当該企業の組織機構に関する必要情報を記載させる手番準備から始まる。これらの書式は、一旦受領後に工業庁及び国立工業技術院(INTI)の専門家スタッフから構成するコンサルタント チームで評価し、同チームは関係当局からの要請があれば外部の査察を受けるものとする。

上記終了後、情報の引継ぎを行う場合は事前に審査して、その必要性を確認出来るようにすること。サプライヤー工場を訪問して発注企業側と共同して国立工業技術院(INTI)が実施する審査の結果、継続すべき戦略デザインは工業庁と発注企業の合意の下に実施するものとする。

普及活動、宣伝活動並びに新規サプライヤーの継続的な導入及び諸基準設定等の実施は工業庁の専管業務とする。

2) 国立工業技術院(INTI)

同院の職務は特にサプライヤーに対するトレーニング及び技術援助面で工業庁の指導方針を実行することである。本組織体に課せられた活動はサプライヤーに関するアンケートの取纏めと評価業務に対する協力業務である：即ち研究プログラムを策定し、指導員のプロフィール及びその選定、時系列的計画表及びその他項目中の教育目標類を策定する事。また、INTIの専門家スタッフは、講義コースの口述並びに全国の企業主に対する意識向上の為に講演等に参加すると共に、発注企業のスタッフと共に品質審査の為にサプライヤー側工場の訪問も担当するものとする。

3) 発注企業 (スポンサー)

先ず最初の仕事は、プロジェクトに参加するサプライヤーを選定する事、そのためには、領域を規定し参加基準を明確にした上で、選定基準を確定しなければならない。選定基準の策定にあたっては、部門別サブシステム全体に対してこれらの要素類を普及すると共に、品質、低コスト及び競争力の面でスポンサー企業(発注企業)に重点を置くものとする。

発注企業は、サプライヤーに対する支援として品質に関する要望をサプライヤーに連絡し、生産並びに品質システムや品質全体のプログラムの認定証明に必要な金融資金について民間銀行に対してその融資手続きを斡旋支援するものとする。

融資を受ける中小企業サプライヤーに対する連帯保証書は発注企業のサプライヤーであることを条件とする。

このようにして、トレーニング計画に彼らを参加させる事によって、品質管理に関するモデルを中小企業サプライヤーに移転することを狙いとする。

4) サプライヤー (中小企業)

サプライヤーは工業庁が策定した書式を提示するために、ある期間の余裕を持つるものとする。講師陣が規定したトレーニング活動、例えば品質に関するマニュアルの作成や企業品質関係の書類作成の実施等に参加して、トレーナー達と共同して彼らの品質管理システムの開発を企画するものとする。

コスト/品質方程式に関連するリスクや利点を測定する指標類の作成にあたっては、国立工業技術院INTIのコンサルタントや専門家の援助を受けるものとする。

サプライヤーは、発注企業側が計画した品質改善目標に自社の組織機構を適合させるものとし、トレーニング及び品質管理システムの実行段階が終了したら本PDP 計画の普及者となって、彼らの経験類を他の企業にも伝達してゆくこととする。

	1994	1995	1996	
工業庁	指導、調整 及び 結果評価	→		
	資金の管理	→		
国立工業 技術院	企画立案			
	様式作成			
		セミナー及び講習の口述	→	
		サプライヤーの診断	→	
		サプライヤー訪問/支援	→	
スポンサー 企業 (発注企業)	サプライヤーの選定	→		
	品質要件の確定	→		
	サプライヤーに対する援助	→		
サブ ライ ヤー	書式の提出	→		
	トレーニング	→		
		認定証明準備	→	
			認定証明	→

期待される結果

**1994年3-4月:

- サプライヤーの選定
- サプライヤー宛ての書式/質問書
- トレーニング活動計画予定表
- サプライヤーに対する品質要件

**1994年6月

- トレーニングの第一モジュール
- サプライヤーの品質マニュアル プロジェクト

**1994年12月

- トレーニングの第二モジュールの口述
- 次の段階のための各サプライヤーの作業計画
- 第一グループの品質診断実施

**1995年12月

- 品質マニュアルの適用
- 第二サプライヤー グループに対するトレーニング モジュールの口述

**1996年12月

- サプライヤーの認定証明
- 第二サプライヤー グループに対する品質マニュアルの適用
- 第三サプライヤー グループに対するトレーニング モジュールの口述

デザイン分野

序論:

外国市場への製品の参入に対する制限が益々増加しつつある現状で、品質関係の関税障害の出現によって、企業側は製品とサービスを区分して市場に嵌め込んで行く方法を見出さなければならなくなっている。規制及び技術的認定承認に関する本項の工業デザインは製品品質の革新と向上に繋がる有効な管理手段である。

サプライヤーに対するスポンサー企業（発注企業）側の要望事項の中には、デザイン管理と検証に関する要望が含まれているが、これは最終的には製品に対する技術的仕様関係のものである。企業側でのデザイン管理は企業スタイル又はイメージの確保のためのチャンスであるばかりでなく、大部分のアルゼンチン産業部門が活動面で十分備えてる競争力要

業の表示でもある。

要約すれば、工業デザインは下記の点につながることから、その重要性は明らかである：

1. 革新の要因
2. 企業における利用可能な資金、資材及び設備利用の合理化
3. 製品コストの削減と付加価値の増加
4. 製品の品質と機能面のニーズに対応可能な能力の改善及び寿命の質の向上

本PDP 計画分野に於ける官側の主導で、情報の集中管理と活動のチェック及び審査実務可能な工業デザイン技術チームを国立工業技術院(INTI)の管轄領域内に設置する。

更に追加要素と一般目標達成を目指して、工業デザイン テーマと品質テーマを連結し、調整することも予定している。

活動内容

活動関係の企画化は一連の数段階に区分され、企業に対するコンサルタント サービス提供には以下の項目が含まれる：

- a) 構成面で非常に複雑な製品のデザイン プロジェクトに関するコンサルタント サービス及び管理
- b) 構成面であまり複雑でない製品のデザイン プロジェクトに関するコンサルタント サービス及び管理
- c) 革新及び製品開発面の企業側の欠陥を是正する為の第一歩としてデザイン 審査の実施
- d) 企業の資金を合理的に活用する上での固有な諸問題の解決手段として、CAD システムの利用
- e) グラフィック及び周辺デザイン面でのコンサルタント サービス

この段階を上手に乗り切るために、DZ社（デザインセンター社）の支援を受けて、技術チームの専門スタッフに対するトレーニング計画を実施するものとする。DZ社（デザインセンター社）はバスク地方の技術関係会社で国立工業技術院(INTI)に対して技術援助をすることとなっている。

中小企業サプライヤーに対する普及コース講座並びにデザイン仕様関係テーマに関するセミナーの編成に就いては、デザイン専門協会関係及び大学側とも調整することとし、彼らを招待して本分野に参加願うものとする。

人材トレーニングに関するこれらの活動により、異質の専門分野の間で推進相乗効果がよ

り一層発揮されて、提携ネットワーク設置が可能とならう。

企業領域での工業デザイン普及活動の狙いは、各州の組織体や産業界との接触を保つ事による全国規模での拡大であり、国立工業技術院(INTI)は地域化計画及びCIEI (産業情報センター) に基づき必要な施策を提示するものとする。

適切な図書関係資金と相応の資料類をベースとして専門図書館を設立する事で普及段階での補完機能強化の一助としたい。

工業デザイン テーマと品質テーマの連結調整については、関係項目に基づいて説明することとする。ISO 規格9000、特にISO 規格9001から派生する指針及び勧告等は、デザイン管理手法や手段が市場の要望するデザイン自体に変容するものである事を示唆している。調査部門の開発進展によって、その結果を生産領域に移行反映させることも活動計画として提起したい。この分野で予想される活動内容は企業向けのセミナーと定期的なコンサルタントサービスである。

活動計画

- 第一年
- 技術チームの適性化のためのスペイン企業の技術援助
 - デザイン プロジェクト運営及びデザイン審査分野に於ける内部トレーニングの第一段階
 - 国内及び外国の専門企業体とのコンタクトの確立
- 第二年
- デザイン プロジェクトの運営とデザイン審査分野に於ける内部トレーニングの第二段階
 - 専門図書館の創設
 - 企業向け普及コース講座及び集中セミナー
 - 品質関係サブプログラムの開始
- 第三年
- グラフィック デザイン分野に於ける内部トレーニングの第三段階
 - 全国規模での生産再編成と活動機会の確認
 - 専門テーマに関するセミナー
 - 資料ベースの整備
 - 諸学会との提携協定

- 第四年 ーデザイン コンサルタント サービスの実施
 ーデザイン プロジェクトの評価及び運営サービスの実施
- 第五年 ープロジェクト関係の全体検討段階。結果の分析
 ー工業デザイン推進全国計画の開始に関連する将来の展望

期待される結果

- a) 全国工業デザイン推進計画を開始するための基礎構築
 b) 国内デザイン関係当事者間の相互情報交換網創設に対する寄与
 c) INTI管轄領域における工業デザイン関係専門家とコンサルタントチームの結成

技術革新分野

序論：

このモジュールの目的は、発注企業からの技術提供と工業革新化の過程に直面しているサプライヤー側からの要望との間を結び付ける懸橋役のチームを工業庁及び国立工業技術院(INTI)の立場から創設することである。

この手順面では多くの場合、管理能力の低さと中小企業側の技術管理基準が欠如していることは明らかであり、この部門の企業側では技術革新プロジェクトの採用が比較的定着していないために、現状では、民間部門（スポンサー及びサプライヤー）と共に国側（工業庁及びINTI）が技術移転プロセスを開放して、国内産業界全体が世界経済が要求する競争条件に適合出来るように協力し努力して行く必要があることは明白である。

中小企業の技術力の革新化と運営能力を強化することは、公共部門により策定された展望レベルに基づき産業界に不断の修練過程を定着させる事を最終目的とする一連の行動計画を策定することである。

技術革新は多種の変動要因が相互に作用し合う一貫したプロセスとして捕らえる必要がある：

- ー識別及び選定：生産開発面で基礎的役割を果たす分野を識別し選定すること。
 技術面の現状、新技術類の導入浸透度、小規模な改革の経験、基礎技術手法の適切な把握等の基準に応じてサプライヤーを選定する際は、工業庁及びINTIと共に発注企業側とも共同で実施することとする。
- ー同化及び自己開発：新知識の習練と同化は独自の技術形成プロジェクトのための有効な手段である。先ず、共通技術類を事前にマスターして

それから順々に適合調整を増やして行くことはプロジェクト I + D 自体を成功させるには常に必須の条件である。

- 一 移転及び普及：知識類及びノウハウの企業側への移転は、中小企業側の技術専門家達が活動的に参加して、“供与者”即ち懸橋役のチーム専門家達として活躍出来るようなプロジェクトを介して行うこととする。この協力関係は実際面では実験企業、発注企業及び INTI のスタッフから構成される混合プロジェクト班として具体化すること。この方法によってサプライヤー／顧客とのつながりが出来て“技術育成”を定着させるための大きな貢献となる。

活動内容

活動の実施に関しては行動面で四段階に分けられる：

第一段階では、技術移転チームは技術的要望に対する探知センターとして機能し、その後は、中小企業側の技術面の状況について徹底的な診断をするための情報処理を行う。

この段階には将来の活動方針決定のための作業仮説策定に関する調査時期が含まれる。

プロジェクトの第二段階では、新技術類の確保と利用に関する市場の需要とニーズに就いて将来の展望的な検討を予定している。

第三段階は技術提供の策定に関するもので、この為に担当チームは国内の科学-技術システムを構成している諸組織機構と接触する必要がある。又、新技術類を保有している大企業類を識別してこれらと接触を図る必要がある。更に、パテント技術書類に含まれる技術情報並びに技術移転法 22,426 号に記載された技術移転契約から派生する情報類の検出も実施することとする。これら諸活動の結果として、資料ベースが整備され、技術提供に関するシステム化が可能となる。

プロジェクトの最終段階としては、産業部門別行動表の作成とサプライヤー用の技術資源の管理モデルの策定を予定している。

予想される活動内容の中には、汚染技術関係の講義コースも含まれており、その目的は産業活動による環境面に対する影響に就いて企業側の意識を高めるためである。また、諸事決定のために、対環境観察と対環境リスクを検討するための方法を策定することとする。

行動計画

- 第一年
- 普及活動
 - コンサルタント登録設定
 - 需要に関する資料ベースの整備
 - 中小企業側の技術状態に関する情報-診断
- 第二年
- 技術提供に関する資料ベース作成に関する情報を供給する公共企業及び民間企業との接触
 - 中小企業側の技術的進展に関する将来展望的検討
 - 中小企業用の技術、生産管理モデルの策定

この計画の結果としては新技術類の実際の導入は含まれない。

期待される結果

- 中小企業側の技術関係要望類を記録した資料ベース
- 技術提供の情報化
- 技術移転条件の登録：コスト、規則類、商標ライセンス及びパテント等
- 要望される技術類についての展望評価
- サプライヤー企業に於ける技術適合経験に関する情報

3. 国内規格、品質、認定システムに関するプロジェクト

1. 序文：品質の重要性
2. 定義類説明
3. システム概要
4. 提案：関連組織体並びにその相互関係
5. 導入手続き関係
6. 実行権限機関
7. システム費用充当用の財源

1993年11月

1. 序文：品質の重要性

品質の定義は広く流動的である。これ迄数十年の間にそのニュアンスも種々異なり現在では以下の定義に収束されている：“品質とは顧客の満足度の充足である。”

顧客に関する概念も進化し、顧客層は製品又はサービスの購入者であり、その利用者であり、当該メーカー又は一般社会に於ける勤労者達でもあるということは明らかである。即ち、これら市場での品質に対する要求は個々の購入者ばかりでなく、消費者保護、安全性及び環境保護のための政府規制に根ざしたものである。

発達した競争度の高い市場では、このより広義の概念は企業の占める位置を考える上で重要な要素である。この数年、特に1980年代の傾向として顧客層のニーズや期待に対して全面的に応えないメーカーや国は、世界の主要市場で、これらに対応する企業や他国に交替されつつある事は明白であり、それは上記の理由によるものである。

さらに、この分野及び年を追って広範囲な経済領域で導入されつつある新たな技術関係規格面で先進工業諸国を駆り立てている最近の諸協定によって、近い将来、魅力的な市場となる鍵は国際的に取り決められた品質に関する諸要件を厳格に履行する事にあると予測される。これらの諸要件とは相互補完関係にある以下の二つの形式に要約される：

- * 規格又は技術仕様に基づく製品又はサービスに対する諸要件
- * 当該製品類の製造或いはサービス提供の基盤となる品質及び工程システムに対する諸要件

各国とも製品やサービス及び品質管理システムに関しては夫々独自の規格を開発しているが、広範囲な経済領域（例えば欧州連合）や世界市場の統合過程によりこれら要件を合理的に統一する必要性が発生し、その努力としては以下を例証する事が出来る：

*品質関連シリーズ9000+10000のISO 規格の発行

*健康、安全性及び環境面に関する製品系列別に要件類を規定した欧州連合指針書の発行

本提案システムは以下の諸点を可能とする品質関係規格と認定に就いてその概略を纏めたものである：

*国内市場では顧客層のニーズを満足させる保証の提供

*外国市場に対しては品質に関する必要保証を提供することによって、国際市場に於けるアルゼンチン製品に対する適切な足場を確保すること

認定証明は品質管理システム或いは当該メーカー又はサービス提供企業の工程による製品又はサービスに対して授与されるものとする。

製品又はサービスの認定証明に対しては、検査、測定（研究室）及び認定（認定機構）関連業務が必要であり、品質管理システムの認定証明には、査定認可業務が必要となる。

上記の必要業務を実行するには、関係諸機構は有資格のスタッフに依存する必要がある、そのためには認可機構による査定員の認定証明が必要となる。

本提案システムの政策方針は、規格化、認可及び任意証明に関する業務全般を推進する上で、ISO/IEC 関係規格類の国内版を目標としている。

2. - 定義類説明：基本概念

本システムの組立てには、特定の専門的な意味を持つ一連の用語類の使用が伴う：その中の幾つかは通常使用されているものであり、勝手な解釈は出来ないが、その他のものは全く新規のものである。何れの場合も、本システムの作成、開発段階で付与された意味を確定して置くことが得策と考えられる。そのためには、経済公共事業省の工業庁の決議公布書に含まれたISO/IEC2:1991 規格類及び当該規定に含まれてはいないがこれら基準類に合致するその他の補足規格類が役立つであらう。

3. - 概要：基本組織

本提案の規格、品質、認定システムには次の3 階層の機関又は組織体が関係する：

1) 行政府

- 2) 規格化及び認可関係諸機構
- 3) 認可関係諸機構、検査研究所、測定研究所及び品質査定員

行政府（レベル1）の業務責任は以下の通り：

- * 当該分野に於て国際的に採択された諸基準に沿って本システムを恒常的に改定整備すること
- * 本システムの規格化及び認可機構関係活動を査定し管理すること
- * 国内規格類の発行に関する監督業務
- * 本システムの普及

規格化機構（レベル2）の業務責任は、任意使用の規格類の発行と改定整備業務とする。

認可機構（レベル2）の業務責任は、認定証明、検査研究所、測定研究所機構関係及び品質査定員の認定証明業務とする。

認定証明機構（レベル3）は品質、製品、サービス又は工程関係システムについて認定証明を行うことが出来るものとする。

査定員（レベル3）と研究所（レベル3）は認定証明（レベル3）機構の名義で品質、検査及び測定（夫々に）に関する査定業務を行うものとする。

4.- 提案：関連組織体及びその相互関係

本状で提案する本システムの目的の一つは、国際的に採択され、ISO/IEC 関連規格で定義されたシステムに基づき、品質関係の認可及び認定証明関係活動を容易に実施出来るような簡素且つ信頼出来る制度を組織化し推進することである。

一方、製品メーカーやサービス企業側が、外国市場及び国内市場で定められた品質要件を一層充足出来る様に拍車をかける事も狙いとする。

当システムへの企業の加入は全く任意であり、行政府は以下の四機能を留保する：

- * システムの改定整備
- * 規格化及び認可関係機構の査定全般
- * 諸外国及び国際機構関係に対するアルゼンチン国の代表権
- * システムの普及

第3 条記載の機関又は組織体は三層レベルに区分される（別表1 参照）

4.1.- レベル1：行政府

行政府は以下の組織に従うものとする：

- * 国内規格品質認定評議会：その構成は全国代表権を有する代表者

3名、連邦品質委員会から1名、規格化機構から1名、認定機構から1名及び査定委員会から1名とする。同評議会議長は経済公共事業省工業庁長官とする。

- * 査定委員会：加盟企業、労働者及び消費者の各代表者から構成され、彼らは名誉職の資格で参加し、その職務は要請されたテーマに関する調査、分析面で上記評議会に協力することである。

4.2- レベル2：規格化及び認可機構関係

当システムの狙いは以下の諸機構の創設である：

- a) 国内規格類の発行並びに改定整備を責任担当する国内唯一の規格化機構で、機能するにはISO9004-2 規格要件に基づく品質管理システムの開発と実行が必要となる。ISO9004-2 規格には生産メーカー及びサービス企業が生産面の品質関係規格及び仕様類のみならず、更に顧客側の期待をも満足させる事を目的とした品質管理システムの完全な維持管理に就き規定されている。

権限に基づき規格化機構から発行される規格類は国内規格と見做す。

- b) 品質、製品工程及びサービス関係システム、検査、測定研究所並びに品質査定員の認定証明機構の認可関係を責任担当する唯一の全国レベルの認可機構で、機能するためにはISO/IEC 及びCASCO 関連規格類で定められた諸要件事項を履行する必要がある。

認可及び認定証明関連業務面では、関係全機関又は機構が実行すべき業務類を記載した一連のISO/IEC 及びISO/CASCO 規格が存在する。

- c) 国内及び国際諸規格で義務付けられた認可、査定手順に関する全業務の遂行を責任担当する四つの委員会を認可機構から独立して設置する。各委員会は、製品及びサービス類の品質管理システム、検査、測定研究所の認定証明機構の認可並びに査定員の認定証明業務を専門に担当し、依頼人からの認可又は認定証明に対する事前条件として、ISO/IEC 及びISO/CASCO 関連規格の既定諸要求事項の履行について、認可機構宛に報告すべきものとする。

レベル2 の組織体関係に対して国際規格面で要求される必須条件類の中には、地域共同体に於ける組織機構の活動—例えば企業者団体、労働者団体、専門家団体、科学、技術関係

団体、消費者団体等の活動一に関連する分野は全て十分にその意向が代表される旨を夫々の取締役会規約の中に記載することが定められている。

4.3. - レベル3 : 認定証明及び研究所機構関係

公共又は民間何れの団体にせよ、レベル2 の関連機構により認可される必要がある。その職務はISO/IEC 関連諸規格の履行で、当該取締役会はレベル2 の組織団体に対して要求されると同一の必要要件類を遂行しなければならない。

5. - 品質管理に関する諸手続と導入

5.1. - クレジット

法令面では企業側が既述の認定システム類を任意に利用する為に活用出来る融資制度に就いての規定はなく、適切な制度類の設定権は実行権限機関である工業庁に付与されている。

5.2. - 行政府の契約行為 :

番号843/83によって修正された法令番号2081/80 では中央行政、政府特別勘定、地方分権機構及び政府企業体に対して、IRAM規格で規定された品質要件を履行し且つ当該組織体の承認スタンプを取付けた場合に限り、特定製品類を購入する義務が定められている。外国の組織機構が認定した品質の輸入製品を購入する場合は、同様に当該関連規格及び認定証明がIRAMによって承認され且つ採択される必要がある。

行政府の契約行為に関する現行制度を同法令基盤の基準類に適合させる目的の中には、以下の諸処置が含まれる :

- a) 中央行政、政府特別勘定、地方分権機構及び政府企業体は、その契約行為対象の製品類又はサービス類に就いて、国産製であれ、外国製であれ、それらに対する品質要件類を明記しなければならない。この為には、国際的に認知された規格化機構が発行する規格と共に国内規格の遵守の必要性も要求出来るものとする。同様に、正当な理由による場合は購入者の必要性に適応した独自の品質要件の設定も認められる。
- b) 品質規格が遵守されているか否かは、当システム、或いはその認定証明が国際レベルで信頼出来る他の機構に依って認定証明されなければならない。これらの認定証明から逸脱した場合は、当該決定の責任者は品質要件不履行によって引き起こされた損害に対して任責しなければならない。

これらの処置によって、一面では国際的に承認された基準に基づき、品質規格の採用とそ

の認定証明が容易に促進される。現行制度とは異なり、現状改善の範囲内で、この提案方法によって購入製品の品質に支障を来たすことなく、決定権の地方分権が促進され、より一層有利で透明な購買メカニズムの弾みとなる。

6. - 実行権限機関

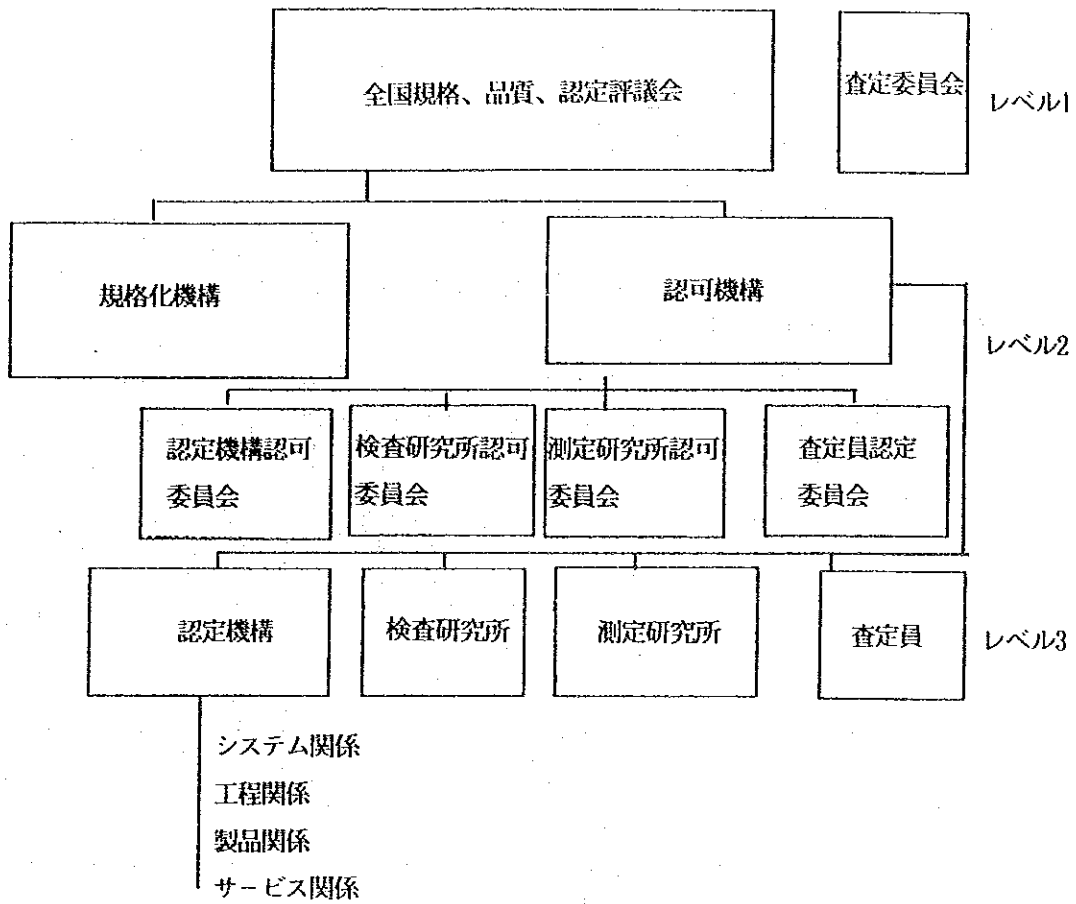
産業競争力の問題に対して本システムが果たすべき効果を踏まえて、工業庁が当本問題における国側の管轄機構であるとの認識から、同庁が現制度適用の権限機関と定めるものとする。

7. - 財源

認可機構と規格化機構の財源は、国側との夫々の契約協定によってあがなわれるが、それら協定面には委嘱機能類履行のために、両機構の初期稼働を保障すべく国側の寄与すべき出資金を事前に規定するものとする。

当該出資金は工業庁に予算面で割当てられる財源を充当するものとする。

国内規格、品質、認定システム 別表 1



4. 電力法 24065

アルゼンチン上下両院は電力発電・送電・配電の法律を議決する。

第 1 章

目 的

第 1 条 電力の送電・配電は公共的業務であると特徴づける。発電事業はその形態の如何を問わず、全体的又は部分的に公共的目的のエネルギーに供給され、全体的な利益を考慮しなければならないが、その業務の為の正常な運用を確保する為、法律基準規則により枠組みを設ける事とする。

第 2 章

一 般 政 策 と 行 為 者

第 2 条 電力の供給・送電・配電に関し国家的政策の為に次の目標を規定する。

- a) 消費者の権利を正当に保護する。
 - b) 生産の市場競争力と電力需要を促進し、長期的な供給確保の為に投資を奨励する。
 - c) 電力の送電・配電設備の業務に関し、自由な操業、信頼性、平等、自由な活動、差別の廃止、一般的な利用を促進する。
 - d) 電力の送電・配電活動を統制し、適用料金が公正で合理的である事を保証する。
 - e) 電力の供給・送電・配電と有効利用を奨励し、適切な料金方式を制定する。
 - f) 生産・送電・配電への民間投資の実現を奨励し、可能な限り市場競争力を確保する。
- 国家電力規制機関は、当法律 54 条で設立されるものであるが、その行為に当たっては当基準に依る原則・措置に基づき、電力部門の活動がこれらに準拠する様に監視する。

第 3 章

送 電 と 配 電

第 3 条 電力の送電・配電は優先的に民間の法人により実行されなければならないがその法人に対し行政府は、法律 15, 336 号、23, 696 号及び本法の措置に準拠し該当する利権が譲渡される。

政府はそれ自身を以て、或いはその機関や付属企業体を通じて、業務の継続性を保証する目的の為に、送電・配電の業務を供ししなければならないが、これは当法律による選択的手続きが完了した後、業務を提供する旨の申出がない場合である。

第 4 章

発 電 者 , 送 電 者 , 配 電 者 , 大 口 需 要 者

第 4 条 電力市場にては次の行為者は周知のものでなければならない。

- a) 発電者、又は生産者
- b) 送電業者
- c) 配電業者
- d) 大口需要者

第 5 条 発電者とは、本法律に準拠して発電所を取得或いは設置した所有者にして、法律 15, 336 号の 14 条に基づいて、電力の開発利権を取得したものであって

国法に従って、全体的又は部分的にその生産を稼働させ、送電・配電システムに供給を行う者を指す。

第 6 条 発電者は配給業者と大口需要者に対しては、直接的に供給契約を結ぶことができる。この契約は双方の間で自由な交渉に依るものとする。

第 7 条 送電業者とは、本法律の規定に基づき認定された電力エネルギー送電の利権を持つものにして、発電者から引渡を受けてから場合により配電業者或いは大口需要者への引渡まで、電力の移送と電圧転換に責任を持つ者を言う。

第 8 条 一括してエネルギーを受け取り、便宜的料金又は利払い的条件で支払いができる者は、生産者と同様に商品化をすることができる。

第 9 条 配電者とは、譲渡地域内で独立した形で供給の契約をする権限を持たない最終消費者に対して、供給の責任を負う者を指す。

第 10 条 大口需要者とは、独立した形で自身の消費の為に発電者／又は配電業者とエネルギー供給の契約をするものを指す。規則により、電力径とエネルギー・その他の技術的パラメーターの規格を事前に設定しておかなければならない。

第 5 章

送電・配電業者への共通の措置

第 11 条 如何なる送電・配電業者も当局の規定する規格規模の設備の建設・操業を開始したり、現在設備の拡張・延長を図ってはならない、その為には予めその建設拡張・拡充の為の公的な便益と必要性が正当化される証明を取得しなければ成らない。

当局はこの種の申請を公表措置し、個々の許可書の譲与を解決するに当たり、公聴会を実施することができる。

第 12 条 建設や操業が開始されたり、開始が急迫した状況で、公共的便宜・利益性の該当する証明書がない場合、あらゆる人が当局に告発し、その工事反対を表明する権限を保有する。当局は上述の証明書を取得するまで、そうした建設や操業を中止する様に命令する、この場合違反に基づく懲罰は別個に考えられる。

第 13 条 送電業者や配電業者の施設建設・拡充が、他の送電・配電業者の持つ業務やシステムを阻害したり、不合理なまでに害をもたらす場合には、この後述の業者に対しては当局に向かって訴えでる権限を与える、当局は利害者の言い分を聞いた上で公聴会を開きその上で新規の建設を許可するかどうか決定する。

第 14 条 いかなる送電業者や配電業者といえども、電力の送電・配電の為の設備を全体的或いは部分的に放棄できず、又当局の承認なくしてその責務を離れることができない、当局は当該の施設や業務が放棄されても、公共的サービスに今後とも不必要と認定した後に、その放棄を許可する事ができる。

第 15 条 当局は11条、12条、13条、14条の規定措置に関して、その発生後3か月以内にその解決を図らなければならない。

第 16 条 電力の生産業者、送電業者、配電業者並びに消費者は、その設備装置を公共的保安に危害が及ばない様に、操業・維持する義務があり、その為に当局が定めた規則や決定を遵守する義務がある。これらの設備・装置は当局の行う定期的な検査・査察・点検を受けなければならない、同様にして当局には業務の一時中止や施設・装置の修理取替え、或いはその他の公的安全を守るための措置を採る権限が与えられる。

第 17 条 物理的なインフラ、施設、電力エネルギーの生産・送電・配電に関

する設備の運転は、水系流域及び影響を受ける生態系の保護に向けて調整されていかなければならない。同様に、現行の汚染物質の排斥基準についても、将来の確立に向けてエネルギー庁が、より国家的規範を伴った回答をしなければならない。

第 18 条 送電業者と配電業者は法律 19, 552 号に盛り込まれたサービスの権利を持つことができる。

第 19 条 発電業者・送電業者・配電業者は非現実的な競争となる行為を実施してはならず、又市場での支配的地位を濫用してはならない。前述の状況が見られた場合には法律 22, 262 に規定された行為の実行に値するものとして法廷審議に該当すると判定され、この場合には上記法律の 32 条の規定は適用できない。

第 20 条 発電業者・送電業者・配電業者は当局が規定した検査・規制費用を支払わなければならない、これは本法律の 67 条と 68 条に準拠する。

第 6 章

サービスの提供

第 21 条 配電業者は、要求されるサービスの要請を譲渡契約条件に則り、全て満たさなければならない。

第 22 条 送電業者・配電業者は、そのシステムが契約した需要を満たすに十分な送電能力を持たない場合に、第三者のこの業務への無差別の参入を認めなければならない、その場合この法律の定めに基づいて双方の約定する条件で認めることとする。

この法律目的に則して、送電能力には変圧及び当局が定める全ての施設・サービスをもこれに含めるものとする。

第 23 条 如何なる送電・配電業者も施設の利用に関して、利益性や優先性において差別してはならないが、但し使用者のカテゴリーを根拠とする、或いは当局が決定した具体的な差異に基づく場合は例外とする。

第 24 条 送電・配電業者はサービス要請の全てに対して、その受領後 30 日以内に回答しなければならない。

第 25 条 配電業者に電気供給のサービスを誰かが希望し、或いは送電・配電業者に対して送電への参入を希望し、必要なサービスの条件について一致に到らなかった場合、当局の介入を求めることができ、当局は他の一方の話をも聞いた上で、その差異を解決する様に努める、この場合基本的な目標は供給を保証する事ではない。

第 26 条 送電・配電業者は電力に関する品質の最低規格を制定しなければならない。これらの規格はそれぞれの料金表に公表されるものとする。

第 27 条 送電・配電業者はその施設の保守を実施し、使用者にとって適切なサービスを保証する事とする。

第 28 条 利権委譲の契約は、送電・配電業者に対してそれが公的サービスの必要的観点から適切とみなされる場合にその施設の拡充を求めることができる。この場合に本法律の 41 条の規定に基づいて、利権取得者は投資総額を回収することができる。

第 29 条 送電の利権委譲は国法に従い、一定の期間に関して与えられるがこれは法律 15, 336 の第 18 条の規定に依るもので、但し項目 3, 11, 12, 16, 17, 18 は適用されない。同時に、能力や特質、実施すべき工事・施設計画、それに料金徴収体系についても規定すべきである。

第 7 章

制 限

第 3 0 条 送電業者は（個人的資格で、或いは最大公約数的な所有者として／或るいは一定の株式保有者として送電利権を持つ企業の統制を行う者であるにせよ）電力エネルギーの売り買いをする事はできない。

第 3 1 条 発電業者や配電業者そして大口消費者の何れも、或いはこれらの人々に統制される又は統御する企業の何れも、送電企業の所有者や最大株主そしてそれらの支配人になる事はできない。しかしながら、行政権が発電業者や配電業者に対してそして／或いは大口需要者に対して、彼自身の単独のコストで自身の必要の為に送電網の建設を認可することはあり得、その為の規範及び運用形態は設定することができる。

第 3 2 条 当局の明記された承認によってのみ、2～3の送電業者或いは2～3の配電業者が同一の企業体に合体、或いは合併することができる。

同様に送電業者や配電業者が他の送電業者・配電業者の株式資産を購入するにあたってはその都度上述の承認を必要とする。承認の申請に当たっては当局に書式を差し向け、当該者を指摘し、承認申請に至る同意の記述と、その動機、当局が要求する解決の情報を全て含めることとする。当局は利害者の全員の意見を聞くための聴聞会を開き、その他必要と思われる調査を行い、本法律の措置を損なわず、業務や公益を弱体化させない場合に於いて承認を与えるものとする。

第 3 3 条 この権利の目的に関しては、企業が電力エネルギーの送電・配電に従事する場合には株式会社であるべきで、その資本は裏書きできない記名株式によって代表されていなければならない。

第 8 章

輸 出 入

第 3 4 条 電力エネルギーの輸出入に当たって、事前に経済・建設・サービス省エネルギー庁の承認を得なければならない。

第 9 章

電 荷 の 発 送

第 3 5 条 アルゼンチン国内連結システム（SADI）の技術的送電は国内送電室（DNDC）が担当し、これは裏書きされない記名株式に代表される資本金から構成される株式会社の形態を採っている。この株主の大多数は当初はエネルギー庁の筆頭者で卸売電力市場（MEM）の様々な実業家が株式参加をしていた。当初は政府の参加が大部分を占めたが、行政権力によりその参加は会社資本金の10%まで低下した、しかしながら、この割合は参加を約束する為の保証となり、理事会における拒否権を保証しなければならない。エネルギー庁は、DNDCがその機能を果たす為に、次の原則を満たしながら決定の透明性と平等性を確保する為に調整すべき規範を決定する事とする。

a) 自由に結ばれた契約の実施を許可し、発電者、（例外として法律23, 696号の第1条に含まれるもの、そして2国間組織のアルゼンチン側当事者）配電業者、大口需要者にそれを理解させる（条件付市場）

b) 要求された需要電力を送電する、その為に、次の条項で設定されるエネルギー価格を認定し、その潜在生産力を基礎とするが、それに明確な形態で市場行為を引き受ける事を

約束し、双方で契約に依らない電力の自由な供給・受領の権利を認めなければならない。

第 3 6 条 エネルギー庁は、エネルギーと潜在エネルギーの取引の経済的送付の基準を盛り込んだ決議を公布し、DND Cに前条の項目b)を適用させる事とする。言及された基準とは、発電業者は販売するエネルギーからDND Cが設定した引渡場所毎に定額の料金を受け取る様に決められていることであり、この一定料金はシステムの経済コストを基礎に定められる。その推定に当たっては、共同体への供給されなかったエネルギーのコストも考慮に入れる事とする。同様に、需要者(配電業者)も90日毎に受領地毎に測定して確定された均一料金を支払う様に定められ、これには発電業者が前項で示した内容のコストと供給と受領の地点間の送電コストも含まれる。

第 3 7 条 国家が全体的に或いはその大部分を保有する発電・送電企業は、サービスの品質・継続性、安全を維持するに足る運営及び全体保守のコストのみを回収する権利を有し、その決定の内容及び方式はエネルギー庁の設定するものとする。上記の価格と前項に従って発生したエネルギー販売価格との差額や、この設定価格と協定による2国間機関との販売による差額、或いは国際的連絡網から派生する差額等は、単一の基金に収納されてその予算は国会にて毎年承認を得た後エネルギー庁により管理される。エネルギー庁はこの予算により、独自の判断により現在までの緊急借款に対処したり、本法の有効期間内に実行すべき工事に投資を実行するものとする。この単一基金は、本法律36条に準拠して、一定の期間に限り、送電業者の支払う料金の安定化のために振り向けられる事もできる。エネルギー庁は基金の財源を、発生源と用途別に独立した勘定に分け、さらに勘定項目間で融資・返済のシステムを設定することができる。

第 3 8 条 エネルギー庁は関係者に向け、SADIの供給・需要の条件に関するガイド・プランを準備・発行し、電力送電の見通しに関わるMEMへの投資家及び潜在投資家への情報を提供する事とする。

第 3 9 条 DND Cは需要者と自由契約によってエネルギーの供給を行う発電業者に規制を設けないが、しかしながら基本的な技術的理由を明確化し、この種の発電の余剰分をシステムにとって経済的とされる方式で販売に振り向ける事が条件とされる。

第 1 0 章

料 金

第 4 0 条 送電業者・配電業者によって供給されるサービスは、公平で合理的な料金で供給され、それは次の原則により調整される。

- a) 経済的に、慎重に操業する送電・配電業者に、十分な収入の機会を与え、サービス税金・償却及び本法41条に決められた還元利益が得られる様運営コストが認められる。
- b) 提供形態や地理的立地、その他の特徴に基づくサービス形態の違いに依るコストの合理的な差異に考慮すべきであり、当局がそれらを明確化しなければならない。
- c) 配電業者の料金の場合、消費者への電力販売価格はMEMにおける電力購入コストという代表的条件を含まなければならない。
- d) 前項で設定された必要条件を満たした後、需要者にとって最低で、尚かつ供給の確保と両立するコストが約束されなければならない。

第 4 1 条 送電・配電業者に適用される料金は、効率的な操業がなされる為に合理的な割合の利益をもたらすものでなければならない。同様に利益率とは：

- a) 企業の効率の度合いと運営利益性とを一定に保つものであること。

b) 産業界の平均として、同様の危険性を伴う活動、或いは国内・国際的に比較できる他の活動と類似の比率であること。

第 4 2 条 送電・配電業者への利権委譲契約は、初期料金設定表も含み5年間有効であり、次の原則に依り設定される。

a) 当初料金は提供サービスの形態別に設定され、その基盤は本法律の第40条、41条の規定に準拠して決定される。

b) 継続的な料金に当たっては、サービス形態別に最高規定料金が決められる。

c) 最高料金は当局により物価・財・サービスの変動市場指数を参考に決定される。これらの指数値は、効率を高めると共に、施設の建設・運転・維持の為の投資を推進する目的で調整されなければならない。

d) 料金は規制の及ばない利権委譲のコスト変動に依りその都度調整されるものとする。

e) いかなる場合でも、特定の消費者や特定階級の消費者へのサービス供給に帰すべきコストは、他の消費者に対する料金に転嫁して回収してはならない。

第 4 3 条 当初の5年間が終了した段階で、当局は新たに続く5年間の料金を設定する。新料金の計算は第40条、41条の規定に基づいて実施され、前条に規定されている通り、最高料金が決定される。

第 4 4 条 いかなる送電・配電業者といえども、料金・賦課、サービスその他の名目で差額を適用してはならず、例外としては立地やサービスの違い、その他の理由で当局が認定した場合に限られる。

第 4 5 条 送電・配電業者は本法律43条に示された期間の最終年度に当局の布告した規則に従って適用される42条での規定に答えて料金表の承認を申請しなければならない。この申請には形態、料金率、サービス毎のその他の賦課に加えて、更に消費者の分類、サービスの全体的な状況を示さなければならない。この料金表は、承認の後に消費者に対して周知させるべく幅広く配付しなければならない。

第 4 6 条 送電・配電業者は当局によって承認された料金を厳密に適用しなければならない。しかしながら、当局に対し必要と思われる修正を要請することができる。これはその要請が客観的で正当化できるとと思われる状況に基づいている場合である。

修正の要請が受け付けられると、当局は直ちにこの要請の内容を30日間に渡って公表しその開けた翌日の週日有効日に公聴会を開催し、要請された変更が本法律の措置と公共の利益に叶って、調整できるかを決定することとする。

第 4 7 条 当局は修正の要請の日時より数えて120日迄に料金修正が可能かどうか決定しなければならない。もし決定がなされない場合、要請が有効に承認されたとみなされ、利権譲受け人は要請通りに料金を改正できることとなる。しかしながら修正が当局により最終的に承認されなかった場合、或いは承認が部分的であった場合には、消費者に対して発生したあらゆる差額は、払戻されなければならない。

第 4 8 条 業務の開始手続きがなされた結果、又は個人の訴えにより、当局が送電或いは配電業者の料金が不公正、非合理的、不当に差別的、或いは優遇的であると証拠立てる合理的な動機が存在すると考える場合、そうした状況について送電或いは配電業者に通告し、最低30日間の事前広告を以て公聴会を開催する。開催後、前項で規定された期限以内に決定を公布することとする。

第 4 9 条 送電・配電業者向けの料金は、年毎に实际的に減額する方向で歯止が設けられ、これには当局が決定した抑圧的な自動調整公式が機能する。

第 1 1 章

入 札

第 5 0 条 電力の送電と配電は、行政府が法律 1 5 , 3 3 6 号と本法律の規定に基づいて委託した利権委譲企業のみが、これを実行できる。営業利権はエネルギー庁が予め設定した選別手続きに従って入札に掛けられる。

第 5 1 条 利権の終了する日時の最低 1 8 ヶ月前に、送電・配電業者は当局に対して、1 0 年間の期間延長又は新たな利権の承認を要求する権利を有する。要求が成されて 6 0 日以内に当局は、明確な形で、延長を認めるか或いは新たな利権の交渉をするか決定しなければならない。

第 5 2 条 当局が現在の利権者に延長を認めず、又新たな利権の委譲をしないと決定した場合には、3 0 日以内に電力の送電・配電のサービスについて、入札による新たな選別手続きを開始しなければならない。

第 5 3 条 前条において、新たな利権使用が前記の利権譲受け者の権利終了以前に譲渡されない場合、当局は従前の利権使用者に対し、当初の終了予定期限から数えて 1 2 ヶ月を越えない期間内で、業務延長を要求することができる。

第 1 2 章

国 家 規 制 当 局

第 5 4 条 経済・建設・公共サービス省のエネルギー庁の管轄内に国家電力規制当局を創立し、当機関が本法律の第 2 条に述べた目的を遂行する為に必要な全ての措置を実行するものとする。国家電力規制当局は、本法律が施行されてより 6 0 日以内に設立され機能を果たす状況になければならない。

第 5 5 条 当局はその自立性を享受し、完全な法人的能力を供え公共・民間法の範囲内で活動を行うことができ、その資産は将来的に然るべき名目で取得される資材を以て構成され、その本拠をブエノス・アイレスに置く。当局はその定款を承認する。

第 5 6 条 当局は次の機能と権限を持つこととする。

a) 本法律及びその規則・補完的措置を遵守させ、サービスの提供並びに利権契約に規定された義務の遂行を監視する。

b) 規則を公布し、それに関して電力の生産者や送電業者、配電業者、消費者が、安全や基準、技術的手続き、消費量測定・請求、測定器の規制と使用、供給の差止めと再開、第三者所有地への立入り、提供した業務の品質などに関して、適合するよう努力する。

c) 生産者、消費者の段階を含んだ、産業界の各段階での非競争的、独占、差別的な行為を予防する。

d) 送電・配電業者への利権委譲契約の際の料金算定基盤を確立し、料金が然るべき利権委譲と本法律の措置に基づいて適用される様に努める。

e) サービスへの自由な参加を促進する為に、個々の契約において送電・配電業者に適用される一般的原則を公表する。

f) 信頼に足る個別的な正当化できる理由がある場合、公的或いは民間的の手続きを通じ電力の送電・配電への使用利権の承認選別の基盤・条件を決定する。

g) 選別手続きに参加し、該当の入札を実施する様に呼び掛けると同時に、行政府の請求に応じて、利権使用に関する契約を結び、又は適当と見なした場合、しかるべき機関や職員に契約の職務を代行させることができる。

h) 行政府に対して、然るべき場合に使用利権の譲渡や、延長、無効、交代を擁護する。

i) 電力に関する供給サービス並びに本条項に盛り込まれた承認事項を、本法律18条の規定に従った手続きに依って承認する。

j) 法律の取決めに従って公聴会の制度を組織・適用する。

k) 発電や送電・配電システムの建設・操業に於いて、資産や環境、公安の保護を監視する、同じく発電者や送電・配電業者更に使用者の地所に対する立入り権限をも含む。これには事前の通告を必要とし、これは実際の或いは潜在的な脅威が公共的安全に及ぶかどうかの調査に関わり、なおかつ特別規則がその適用を妨げない場合である。

l) 管轄の法廷に民法上・刑法上の訴訟並びに準備的な措置を起こす、以てその機能と本法律の目的、規則、使用利権の契約の遂行が確保される様に努める。

m) 法律、規則・契約的措置が侵犯された場合の、適用すべき懲戒手続きを規則化する。

これにより然るべき手続きの原則を保証する。

n) 送電・配電業者に対し、当法律、規則、使用利権契約の遵守を証明するに必要な情報文書を要求する。更に必要な場合に査察を行い、適切な信頼できる情報の裏付けを以てこれに対処する。

n) 発電業者、送電業者及び消費者に対して役立つ情報を発表し、有効な助言を与える。これは非正当な迄に第三者の権利を阻害しない限りにおいてである。

o) 規則や使用利権契約において本法律に規定された懲罰を適用する、この場合然るべき処理手続きの原則を尊重しなければならない。

p) 決定事項の公表を確約する、その場合に前例を含み、決定が採用された基礎をも採用すべきである。

q) 毎年行政府、及び国の議会に対して年次報告を行い、使用者の保護や電力業界の開発を含む公共的利益の為に採択すべき措置について審判を仰ぐ事とする。

r) 職員中に、本法律の効率的で経済的な適用の為、適切な検討をする職権を付与する。

s) 一般的に、その機能のより良い遂行と、本法律及び規則の目的の為に必要な全ての活動を実施する

第 5 7 条 当局は5名のメンバーからなる幹部会により指導・管理され、その中で1名が総裁、他の1名が副総裁、その他が裁定委員とする。

第 5 8 条 幹部会のメンバーはこの分野における技術的・職業的な経歴者の中から選出され、行政府により指名される、その中の2名は連邦電力エネルギー審議会の推薦に依る。その幹部会の任期は5年間で、不確定的に更新できる。段階的に各年に幹部会を順次退職する事とする。最初の幹部会を任命すると、行政府はその総裁、副総裁及び裁定委員の任期終了日時を確定し、これに依って段階制が認められることとなる。

第 5 9 条 幹部会の委員は専任的にその職務に従事しなければならない。法律に定められるところにより公務員と両立させる事はできず、責務から開放されるのは行政府の決定による場合だけである。任命そして/或いは罷免に先駆けて、行政府はその決定の根拠を国会の各審議会の議長・副議長から構成される、16名の委員会に通告しなければ成らない。両院はその責任において上院・下院の平等な出席を保証しなければならない。

この評議会は動議の提出後30日以内の期間に意見を提出することができる。意見提出

の後、設定した期間が過ぎた時に行政府はそれぞれの決定を公布する資格を有する。

第 6 0 条 幹部会のメンバーは電力業界の企業の所有者で有ったり利害者であったり、直接・間接にせよ本法律により定義される電力業界の、活動的企業に關与してはならず、これは支配下企業或いは支配企業の場合のいずれの場合もである。

第 6 1 条 総裁はその職務に5年間就任するが、再任は可能である。当局の法的な代表業務を勤め、障害のある場合或いは一時的不在の場合は、職務を副総裁が代行することができる。

第 6 2 条 幹部会はメンバー中の3名の出席で有効定数を構成し、その中1名が議長又は代行であり、その議決は単純多数決で採択される。議長又はその代理者は賛否同数となった場合には2票を行使する事ができる。

第 6 3 条 幹部会の機能は次が主な事項である。

- a) 当局の活動を規定する法的規範・規則の遂行を適用、査察する。
- b) 当局組織内の内部規則を公布する。
- c) 当局の管轄部内の全てにおいて行政府を補佐する。
- d) 当局の人員を採用、又はその移動を行いその役割、雇用条件を確定する。
- e) 年間の支出予算を作成し、財源の計算を行う、これは当局が国の行政府を通じて算定し、当該会計年度の国家予算法より承認されるものである。
- f) 年度毎にその備忘録と収支計算書を作成する。
- g) 一般的に、当局の機能遂行と本法律の目的の遂行に必要と考えられる全ての行為を実行する。

第 6 4 条 当局は財政、資産的、会計的処理を通じて、布告された目的に沿って本法律の措置や規則が適用される。会計検査院制度が確定した外部統制を受ける。職員との関連では労働契約法が適用され、公的職員の基本法律体系の適用はない。

第 6 5 条 当局は年度毎に予算を作成し、翌会計年度への支出・投資を合理的に算定する。予算プロジェクトは前もって公表され、送電・配電業者・使用者に対し確固とした反論の機会を与える事とする。

第 6 6 条 当局の財源は次の収入から構成される。

- a) 次条で創設される検査・統制料金
- b) 助成、遺産、遺贈、又はあらゆる名目下の贈与・譲渡
- c) 適用される法律や規則の下で認定されるその他の基金、資産、財源
- d) 罰則や没収から発生したもの。
- e) 独自基金の運用から生じた利息・利益

第 6 7 条 発電業者、送電業者、配電業者は年次毎にそして前金で、当局がその予算に於いて定めた、一定の査察・統制料金を支払うものとする。この料金は各発電業者、送電業者、配電業者ごとに画一的に定められており、その総計額は当局の部門予算における支出と見込み投資額に一致しなければならない。ここでは分数を乗ずる事となるがその分子は前の暦年度の相当する運用総収入であり、分母は同じ期間中の国内発電・送電配電業者の全体が売り上げた総収入である。

第 6 8 条 予算実行の期間に会計年度に予定した推定財源が、作成時には予期できなかった事態により不足をもたらした場合、当局は補完的な割合の支払いを請求することができる、但しこれは行政府の承認を得て、予算の必要を満たすまでに限られる。

第 6 9 条 料金の支払い不足による遅滞は、完全な権利に基づいて規則の定め

る延滞利息の徴収を可能にする。当局の発行した払込の欠如に基づく借款証明書は、連邦法廷に対して、民事・商法上の行政訴訟への道を開くものとなる。

第 1 3 章

電力エネルギー国家基金

第 7 0 条 法律 15, 336, 第 30 章の項目 e), g) 及び第 31 章に代わり次の項目を入れ換える。

a) 電力エネルギー国家基金はキロワット時当たり 30 アウストラル (A 30 / KWH) の重課税から成り、卸売り市場での支払料金に加えられる。即ち配電企業や大口需要家がそれを負担し、更に基金からの借入借款への払い戻し金とそれへの利息である。エネルギー庁は前述の賦課の総額に関し、当法律が施行されてからの産業界での経済変動によって 30 % の上下幅以内で修正する権限を持つ。

b) 基金は連邦電力審議会 (CFEE) によって管理され、次の用途に向けられる：

* 60 % は最終消費者への地域的料金弁済のための補助基金創立の為、これは毎年連邦電力審議会 (CFEE) が認定して、本法律に盛り込まれた料金原則に相当する管轄地域に配分する。

* 残りの 40 % は、国内電力開発の為の基金充填の為である。CFEE は、基金の配分を現行の分配指数或いは自ら将来的に決定する割合に基づいて実施する。

第 1 4 章

司法手続きと規制

第 7 1 条 個人及び公共機関との関係において、当局は公共訴訟法とその規則措置に規定された手続きによって自らを律するが、本法律に明白な形で規定された場合はその限りではあい。

第 7 2 条 電力の送電・配電における供給、公共的サービスに関して発電業者送電業者、大口需要家の間に持ち上がった全ての論争は前もって、義務的に当局の管轄権限に付さなければならない。

使用者にとって、又法人・個人を含む全てのタイプの第 3 者にとっては、本条項の同様の動機に関して、当局の前段からの必然的な管轄権限に任せるかどうかは任意事項となる。

7 3 条 事務手続きの開始或いは訴えの結果、当局の判断により、発電、送電、配電業者又は消費者の行為が、本法律や規則、当局の決定した決議或いは利権委譲の契約に違反していると見なされる場合、当局はその旨を関係者全員に通告し、公聴会を開催し、その違反の存在を前もって解決し、対処する事態の程度に従っては、必要な全ての予防的な措置を採る権限が与えられる。

第 7 4 条 当局は関係者を出頭させ、次の事項についての決定を布告する前に公聴会を開催する。

a) 電力の送電・配電サービスの一般的な有効性、必要性と有益性。

b) 自由競争の原理に反する行為、自然な独占から派生した状況或いは市場における独占的地位の濫用

第 7 5 条 当局やその幹部会のメンバーが本法律及びその規則によって与えられた権限行使を逸脱した行為を働いたり、或いはその責務に付随する機能・義務を遂行しない場合、それらの行為又は怠慢により権利が阻害され得る全ての人々が、当局や連邦法廷

に口出しをし、当局そして／或いは幹部会メンバーが本法律の命ずる責務を遂行する様な結果を引き出す為の行動を採ることができる。

第 7 6 条 当局の決定は行政訴訟法とその規則的措置の条件に則して、上告に訴えることができる。行政訴訟の方法が無い場合には、上告は直接的に連邦行政訴訟として国家控訴院に持ち込むことができる。

第 1 5 章

違反と懲罰

第 7 7 条 本法律と規則規範を利権のない第3者が侵犯したり、不履行となった場合には次の罰則がくだされる。

- a) 百万アウストラルから1千万アウストラル迄の罰金。
- b) 1年から5年迄の特別資格剥奪。
- c) 90日迄のサービス提供と当局に依る認定活動の停止
- d) 違反を実行するのに用いられた要素や資産、違反した設備や立地施設の没収。これらの懲罰は前記項目の一部として又は、それらとは独立して適用される。

第 7 8 条 電力の送電・配電の利権委譲契約に関する違反、不履行はそれぞれの権利委譲契約に規定された罰則を以て懲戒される。

第 7 9 条 当局は、その資産が責任を持たない第3者に所属するものでない限りにおいて、予防措置として資産の差押をする事ができる。

第 8 0 条 予防及び違反証明の行為において、又同じく差押措置の遂行並びにそれに相当する行為を実行する上で、当局には現地を管轄する警察力の支援を要求する権限が与えられる。その目的遂行には、担当職員が行政的な当該行為を指示するに当たって関係する管轄責任者に対し、書式による要請を行う事で充分であると見なされる。

もし予防・証明目的の行為から公共秩序に関する犯罪が発生するなら、現地の管轄権限を以て、直ちに連邦裁判に訴えなければならない。

第 8 1 条 当局は訴訟基準を公布し、それに従って公聴会を開催し、本章に規定された懲罰を適用するが、いかなる場合であっても正当な手続きの原則を遂行しなければならない。当局の適用した懲罰に対して、連邦行政訴訟における国家訴訟院に上告する事ができる、これは通告後30日以内の司法有効日に、直接異議を申し立てる事による。

第 1 6 条

各種措置

第 8 2 条 法律19, 287によって設立された大規模電力国家基金を廃棄し又同じく法律17, 574及び法律20, 954によって設立のCHOCÓN-CERRÓS, COLORADOS-ALICOPA基金を廃棄する。

第 8 3 条 法律19, 552の条文1, 9, 10, 11を次の条文文章に置き換える：

第1条：全ての地所は本法律で設立される電力の管理業務に供され、国内法の権限下で電力サブステーションや電力送電ライン、電力エネルギーの配電の為に、利権使用者の便宜に提供される。

第9条：業務により影響を受けた地所の所有者は、次の様な考察で確定される一定の賠償に対する権利を有する。

a) 重税を受けた不動産所在地域の最高条件の土地価格

b) 業務により強制された制限の程度に依り、限定的指数を適用する、これは管轄の責任機関が決定した段階的価格を考慮して設定される。

いずれの場合も、休眠中の利益に対する賠償は支払われない。

第10条：賠償金額に関して、所有者の権利制限により影響を受ける所有者と利権使用者との間で合意に到らない場合、所有者は権利があると判断する限り、第8条の規定に従って、当初の開始手続きを以て訴訟を起こすことができる、もしそうしたな手続きがなされない場合、不動産の立地する管轄の連邦法廷に訴えることができる。

第11条：本法律で言及される司法行為は略式裁判によって処理される。

第84条 電力エネルギーの最終消費者への供給そして／或いは同様なエネルギーの一括販売価格に関して、支払い不足があった場合は、供給の停止或いは供給の連結阻止によって懲戒を与える。一括売買価格に相当する支払い料金そして／又は最終消費者供給料金に関しては、利権所有者が規則の規定している不足を証明できる限り、行政訴訟に訴えることができる。

第 1 7 章

適 用 範 囲

第85条 本法律は法律15, 336の補完的法律であり、同法律と適用範囲と権限を同じくするものである。

第 1 8 章

暫 定 措 置

第86条 本法律の措置は、グラン・ブエノス・アイレス電力サービス株式会社、水力・電気エネルギー国有会社、及びノルバタゴニア・水力発電株式会社の民営化の過程で、送電・配電の利権使用者になった人々に対し、完全に適用できるものである。

第87条 例外的に、1992年度に相当する当局の年次予算は国家行政府により単独で承認される。

第88条 グラン・ブエノス・アイレス電力サービス株式会社、水力・電気エネルギー国営会社によりサービス供給を受ける消費者は、法律15, 336及び本法律に伴い利権委譲が有効性を開始して特別項目により供給契約を受けるに当たり、前述の企業が加盟する送電・配電ネットワークに加盟する権利を有する事とする。この場合、送電・配電業者は本法律の効力開始以降、今後2年間に渡り或いは双方が合意したそれ未満の期間に渡り、現行契約の結果から派生する条件を以て、消費者に同様のサービスを提供する義務がある。そのサービスに適用される料金は、本法律の措置に準拠して決定される。

第 1 9 章

法 律 1 5 , 3 3 6 の 修 正

第89条 法律15, 336の中で、第4条, 11条の第1節, 14条, 18条の項目8, 28条の最終節を次の文章内容に交替させる。

第4条：当局の管理する或いは利権所有者が持ち公共サービスを提供する発電所より電力を売買する営業については、本法律による措置が損害をもたらさない限りにおいて民間の商業行為を尊重する。

第11条の第一節：第6条及び本法律の目的に関し、国家の管轄責任の範囲において、国の行政府は利権を委譲し、警察的な機能及び司法権に関するその他の権限を行使する。
第14条：個人による電力の生産・転送・配電における、国内領域でのあらゆる活動行使に当たっては、それがどういうエネルギー源の活用に基づくものであれ、次の場合に行政政府の利権委譲を必要とする。

a) 公共的河川の流域から水力電気エネルギーを利用する場合、その譲渡される通常電力が500キロワットを越えている時。

b) 電力送電・配電の公共サービスを目指した活動を実施する場合。

第18条の項目8：政府や新規の利権引受者に譲渡される条件は、場合により、利権委譲で資産が被害を受けた場合や、老朽化、撤回、間違いによる利権委譲のケースである。

第28条の最終節：電力エネルギー連邦審議会は、国内電力開発特別基金の適用やエネルギー解決などに関連して個々の地域に関心ある問題に関して地域委員会に、情報的な介入を認定し権限を付託する基盤についてき規定を設けることとする。

第90条 廃棄すべき条項としては、法律15, 336の第17条, 20条, 22条, 23条及び30条のa), b), c), d)とf)の各項目、それから37条のa)からh)迄の全項目、更に38, 39, 40, 41, 42, 及び44条である。

第91条 行政府に対して、本法律と法律15, 336の付託する使命と機能を、その認定する機関に代行させる権限を与えることとする。

第92条 行政府に対して、本法律と法律15, 336に準拠して、電力規制の枠組みにおける、秩序あるテキストを作成する権限を与える事とする。

第 2 0 章

民 営 化

第93条 グラン・ブエノス・アイレス電力サービス株式会社及び水力・電気エネルギー国有会社及びノルバタゴニア水力電気株式会社に関して、その発電・送電業務はこれを全面的に民営化する事を宣言し、法律23, 696にてそれを規制する。

民営化される事業は、その権利を取得した個人の経費と危険負担で実行される事とする。両院民営化推進委員会は、関連事項についての事前の意見書を30日以内に発表しなければならない。

a) 根拠、条件、修正の書類

b) 応募の評価と裁定

c) 民営化の確定契約、その全ての付則と補完的文書

30日の期間が過ぎた後に、認証された方式での書類が受入れ、判定が開始される。

両院審議会は前項の指摘項目に優先的に対処し、48時間内に処理する事とし、その間は議事日程中のその他議題は順延させる。

第94条 水力・電力エネルギー国营会社の水力発電に関しては、その最終的方向性の手続きについて、関与する州県と事前に合意しなければならない。

第95条 法律23, 696の付則1の項目 をグラン・ブエノス・アイレス電力サービス株式会社に関してのみ次の文章に置き換える。

IV——配電と商品化の利権使用

——民営化

——グラン・ブエノス・アイレス株式会社電力サービス

5. 電力法の施行規則

ブ エ ノ ス ・ ア イ レ ス / 1 9 9 9 年 8 月 6 日

法律 24, 065の承認、並びにエネルギー庁登記簿文書 751034/92に関し同法律を直ちに適用せしめる為に、何らかの法則を規定することが不可欠と考慮した。

同時に、法律 24, 065の規制内容についての批判及びそれが法律 15, 336の補完的性質を有することを考慮するにあたり、その内容の範囲を限定化し、とりわけ配電の公共サービスの利権委譲の性質に関連し、又同じく法律 15, 336の第43条に規定されて法律 23, 164で修正されている水力電気の特典に関する算定の基盤について明確化することが相応しいと考える。なぜなら法律 24, 065の90条が法律 15, 336の39条を廃棄しているからである。

そこで国家行政府は、法律 23, 696の第67条、法律 24, 065の第91条並びに憲法86条、項目2)の与える権限を行使し、本議決行為を布告する資格を認められるものである。

もって、アルゼンチン国家大統領は、次の通り決裁する：

第 1 条 法律 24, 065の規則は承認され、それを付則1として本法令の統合的な一部を構成するものとする。

第 2 条 法律 15, 336の18条、43条の規則は—この43条については法律 23, 164にて修正を受けた後—付則 として本法令の統合的な一部をなすものとする。

第 3 条 本法令は公布日時を以てその効力を開始する。

第 4 条 これを通告し、公表し、国家公式登記簿に回送して文書保管すべし。

法 令 1 3 9 8

付 則 1

法 令 N o . 2 4 , 0 6 5 の 規 則

第 1 章

目 的

第 1 条 電力エネルギーの配電業務は、自然と独占的条件を持つものであるからそれに公共サービスの性格を付託させること。その規則化に当たっては、適用すべき料金の固定と、サービス提供の品質管理に留意しなければならない。

送電業務に対しては、その独占的性質により公共的サービスと特徴付けること。しかしながら、その拡大に関してはその特殊性ゆえに、固有の市場原理を有している。この様な条件はその業務活動に関して規則を確立する上で、エネルギー庁が留意しなければならない。法律 24, 065が国家電力規制当局に委託する権限を、行使する上で注意しなければならない。電力エネルギーの生産活動は需要・供給の自由という原理に答える上で、全体利益に影響する様な側面と状況によっては、唯一規制を受けなければならない。

第 2 章

一 般 政 策 と 行 為 者

第 2 条 規則なし

第 3 章 送 電 と 配 電

第 3 条 国家行政府は出来るだけ短期間に、法律 23, 696 及び法律 24 065 の条件に従い、現在水力・電気エネルギー国有会社／ノルパタゴニカ水力発電株式会社／グラン・ブエノス・アイレス株式会社が担当している電力の送電・配電業務の、民間部門への移転を可能にする道筋で、必要な警戒を払わなければならない。

電力エネルギー庁と国家電力規制当局は、必要と思われる方式を実行し、上段に記述した業務が民間部門において継続される事を保証しなければならない。

第 4 章

発 電 者 , 送 電 者 , 配 電 者 , 大 口 需 要 者

第 4 条 規則なし

第 5 条 火力による電力エネルギーの生産事業は、実施に先駆けて国家行政府の承認を必要としない、これとは逆に水力発電に関しては、法律 15, 336 第14条の規定に基づいて、開発の利権委譲を受けなければならない。

第 6 条 規則なし

第 7 条 規則なし

第 8 条 水力電気の特典或いはその他の支払い分として、受け取られた電力エネルギーは、それがスポット市場で卸売販売された場合に参考価格として考慮され、そうした市場でそれが出来る者は水力発電の利権使用者に相当し、そこから支払いが発生していると見なされる。

第 9 条 配電の利権保有者は発電設備の所有者となりえない。後者は会社形態を持つものであるから、その株主となることは可能であり、個人の資格により、或いはその目的の為に他の法人を構成しても良い。

第 10 条 “大口需要者”とはその消費の特徴から、法律 24, 065 の第35条、項目 a) の規定する様に、発電業者と一括した電力エネルギーの売買契約を結ぶ者であって、その契約がアルゼンチン国内連結システムを通じて実施される場合には国内立法の規制に従うべきものである。

電力エネルギー庁に対しては“大口需要者”に特徴づけられる容量・出力その他の技術的パラメーターを確定する権限が与えられる。

同様に、電力の公共サービス提供の共同企業体、大口需要者に対して、電力卸売市場への参加条件が明らかにされる。

第 5 章

送 電 業 者 ・ 配 電 業 者 へ の 共 通 措 置

第 11 条 国家電力規制当局は、適正な規格化を普及するために、これら事業の操業及び／又は建設に対し必要な品質を要求する設備規模を設定しなければならない。

第 12 条 法律 24, 065 の第11条に規定されている資格に欠けるとして、送電・配電の設備の建設・操業に反対の表明を希望する個人は、前もって国家電力規制当局に対し、自己の権利或いは法的利益に影響がある旨を証明しなければならない。

第 13 条 規則なし

第 14 条 規則なし

第 15 条 国家電力規制当局は、電力エネルギー庁を通じて・・・の120日

の中に・・・・・・・・・・83相当の1ページ分欠落・・・・・・・・

配電業者は与えられた利権譲渡の条件期間中は、電力サービスの供給需要をすべて満たさなければならない。その利権譲渡区域内での需要増大に対処する責任があり、それゆえ適正と考えられる電力エネルギーの一括売買の契約をし、準備を約束しなければならない。

電力エネルギーの供給が不足した事を、利権譲渡契約に規定されたサービス品質の規格逸脱の責任逃れの口実として、持ち出すことはできない。国家は如何なる状況の下でも利権使用者の分配に於ける、現在の又は将来的需要への供給電力エネルギー不足に関してその責任を問われない。

上記の利権委譲の契約に当たっては、とりわけ法律 24, 065 第40条の項目 a), b), c) の規則及び41条、そして42条の項目 c) と d) に盛り込まれた、料金に関する配慮そして同法律の56条項目 b) d) f) の規則に定義された基礎的方針を尊重しなければならない。同様に又上記の法律の51条、52条の規則で設定された手続きを適用しなければならない。

第 2 2 条 国家電力規制当局は、送電/配電システムの中の、送電能力部門への自由な参加権利の行使に関する基準を明確化しなければならない。

第 2 3 条 規則なし

第 2 4 条 規則なし

第 2 5 条 規則なし

第 2 6 条 送電/又は配電システムに供する、電力の最低限の品質規格を決定する基準は、その目的の為に国家電力規格当局が設立する、技術的規範に沿って調整されなければならない。

第 2 7 条 使用者にとって適切なサービスとは、個別の利権譲渡契約に定義され、その目的のために国家電力規制当局が設定した、サービス品質基準に完全に合致した状態で提供されたものである。

第 2 8 条 規則なし

第 2 9 条 規則なし

第 7 章

制 限

第 3 0 条 規則なし

第 3 1 条 電力エネルギー庁は法律 24, 065 の第93/94/95条の規定により民営化の形態が進んだ結果、現在、水力・電力国营会社、ノルバタゴニカ水力発電株式会社、グラン・ブエノス・アイレス電力サービス株式会社が担当している電力事業部門即ち発電・送電・配電が、電力卸売市場において、独占的或いは寡占の状態に変遷する事を防ぐ様留意しなければならない。同庁は同時に、その範囲内で自由な競争の状態を維持できる様に監視し、その目的の為に、上述の事業を展開する企業の規制力が単一の経済グループに集中しない様、必要な規範を制定しなければならない。

電力エネルギー庁に対して、特別使用の送電ラインを建設する認可権限を与える、これは配電業者、発電業者、そして/又は申請する大口需要者による全額単独負担とし、その行為に関して、送電ラインの運転形態・様式の支配的基準を制定させる事とする。この特別使用の送電利権については、公共的サービスの条件は付与しない。

第 3 2 条 規則なし

第 3 3 条 法律 24, 065 の第 33 条の条件に関しては、裏書き不能の条件に加えて、配電・送電会社の会社支配権を決定づける資本株式の割合を、唯一付け加える事を決定する。

第 8 章

輸 出 入

第 3 4 条 規則なし

第 9 章

電 荷 の 発 送

第 3 5 条 電力エネルギー庁は国家的電荷発送を機能させる為の調整的基準を制定する当たり、アルゼンチン国内連結システム及び電力卸売市場の概念を、定義付けなければならない。

第 3 6 条 規則なし

第 3 7 条 電力エネルギー庁は、法律 24, 065 の 37 条における緊急な統一的基金予算を、1992 年会計年度について確定し、月別の配分基準を決定しなければならない。1993 年度より同庁に対して権限を与え、同条文に盛られた目的に従って基金の配分基準を月別に設定させる事とする。

第 3 8 条 規則なし

第 3 9 条 規則なし

第 1 0 章

料 金

第 4 0 条

項目 a) 電圧毎の独自の配電コスト、それに次の要素から成る利権委譲の料金を加えられる即ち：

1. 使用者の為に設備された送電網の限界的又は経済的コスト、これに様々な電圧と連結した技術的損失を代表する指数値が加えられる。
2. 運転・維持コスト、これには使用者の便宜の為に設置された送電網の運転・維持支出も含まれる。
3. 商品化経費、この概念には使用者への配慮に関連した測定及び管理経費も含まれる。

項目 b) 配電コストは次の点を考慮のうえ、様々なカテゴリーの料金として認定される：

1. 供給を実施した電圧、そして
2. 消費者タイプ別の消費形態、ここでは配電電力網の電荷ピークにおける消費参加をも考慮する。

項目 c) 配電独自のコストに電力卸売市場での一括買いの価格を加える、ここで参考にするべきは相当する“市場スポット”価格である。この買入価格に対して、供給電圧レベルに応じて、配電システムに関連した技術的損失を表す関数を乗じなければならない。

配電業者が電力エネルギーの全体或いは一部を、自由な契約を通じて一括買いする場合には、最終使用者への料金へ移行される価格は“市場スポット”に相当するものとなる。

電力エネルギーの一括的売買契約価格は、グラン・ブエノスアイレス電力サービス株式

会社の担当する配電業務の民営化に依って実施される、競売過程に依る落札への移行価格であるが、これは一括的に最終使用者料金へ転化されるものとなる。上記の契約を修正するに当たり、民営化後に本項目で規則を加えた結果を考慮し、自由に結ばれた契約についても同様に類似の修正を加えるものとする。

各配電業者は市場スポットに相当する価格を最終消費者料金に移転させる事とするが（買入がそういう領域で行われるにせよ、或いは自由な契約に依るにせよ）、ここで又／或いは民営化の過程に移行された契約についても同様であり、それに就いては前節で言及したが、買入全体に占める割合を勘案して移転させる事とする。

項目 d) 規則なし

第 4 1 条 収益率とは配電自体のコスト計算を基に、国家規制当局が決定する具体的比率である。当局はその為に、法律 24, 065 の第 41 条に規定された原則を尊重しなければならない。

第 4 2 条 電力エネルギーの配電・商品化の利権委譲の契約において確定される料金体系と料金表は、法律 24, 065 の第 95 条の条件に基づく事業民営化募集の中で譲渡されるべきであり、公共サービスの提供が適切な枠内で成される限り、その適用は当初は 10 年間とすることができる。

項目 a) 消費者の中で、現行の引下げ料金を維持できるのは、国家電力規制当局が定めた賃金以下の消費者と、登録された非営利目的の公的団体、そして／或いは電力集約産業に対してであって、そのような助成を示す利権譲渡者への収入条の差額を、個別にカバーする勘定項目が見込まれている場合である。この場合、当局は政府部門の負担で対応する勘定項目に融資する措置を採らなければならない、その助成を受ける社会部門を監視し、配電者側からの区別料金体系の正しい適用を監督しなければならない。

項目 b) 規則なし

項目 c) 国家規制当局は、当初的には施設の建設・維持における投資の効率性を促進する為の、次の様な要素を検討しなければならない：

1. 通常的な水準の技術的損失を考慮に入れた料金表の確定。
2. 配電業者が利権委譲契約に規定されたサービスの品質基準を遵守しなかった場合に、最終的消費者への請求金額における値下げ適用。

項目 d) 法律 24, 065 の 42 条、項目 d) が言及している料金の調整には、一括的電力エネルギーの買入価格の変動を反映させることができるが、この場合には同法律の第 40 条の項目 c) の規則の定めるところに従い、決定された配電コスト自体は同条の規則項目 a), b) の規定するところにより、それを一定に維持させる。

項目 e) 規則なし

第 4 3 条 国家電力規制当局は、法律 24, 065 の 42 条の規則が言及する当初的期間が満期切れとなった場合、継続した 5 年間について新たに料金を確定する。

第 4 4 条 規則なし

第 4 5 条 配電業者は料金の提出に添付してその申出の根拠とする全ての資料を提出し、同時に国家電力規制当局が要求する追加的資料をも提出しなければならない。

配電業者が提出した料金案を調査実行する為に、当局はこの分野で経験を積んだ、独立したコンサルタント・グループに、代替案を作成するよう業務を依頼する。この案と利権委譲者の提案とを基礎に、電力規制当局は次の 5 年間の料金表を確定する事とする。

第 4 6 条 規則なし

第 4 7 条 規則なし

第 4 8 条 国家電力規制当局に依って、配電業者の業務が適用している料金が法律 24, 065 の第 4 7 条の規定により、不公正で不合理であると認定された場合、配電業者は従前の料金価格を適用しなければならず、これは当局がそういう認定を下した時点より同条項に規定された決定の有効期限が切れる迄とする。

第 4 9 条 規則なし

第 1 1 章

入札

第 5 0 条 規則なし

第 5 1 条 国家電力規制当局は、電力エネルギー庁を介して、国家行政府に対して、新たな利権委譲の延期或いは再交渉の提案を、検討させなければならない。エネルギー庁は、その個人に関して、有効な 30 日以内に決定を下さなければならない。その申請を確固として拒否する権限を有し、なおその場合に当局に対して、同庁の規定する定義・条件に基づき、新規の利権委譲選出の手続きを指示しなければならない。

エネルギー庁が当局の提案に有効な方向での決定を下すに当たって、その行為を承認する様、個々の案件について行政府に諮る事とする。

第 5 2 条 国家電力規制当局は電力エネルギー庁に対して、延長の拒否か新規の利権譲渡かの判断を任せなければならない。新たな利権譲渡者の選出手続きを開始できるのは、電力エネルギー庁が、その提案を批准する旨の通告の決定を下した時であり、なおかつその基準・処理手続きに叶う場合である。当局は、前節で述べられた新たな選出手続きに依る入札の提案を、電力エネルギー庁の判断に任せ、同庁は妥当と判断した場合に、関連する布告を国家行政府に上程しなければならない。

第 5 3 条 規則なし

第 1 2 章

国家規制当局

第 5 4 条 規則なし

第 5 5 条 経済・建設・公共サービス省は、国家又は国营電力会社が単独で所有する動産・不動産を特定して、国家電力規制当局に譲渡する権限を持つこととする。

第 5 6 条

項目 a) 規則なし

項目 b) 国家電力規制当局は、b-1: 利権委譲者に依る電力エネルギーの配電に当たり提供されるサービスの品質に関する監視機能に集中努力すべきで、その為には次の方針を考慮しなければならない。b-1-1-供給される電力エネルギー（製品）及び提供されるサービスの、技術的・商業的な観点から見た品質が確定する基準を総括した全体を以てサービスの品質と定める。供給される製品の品質は、給電地点の電圧水準と諸変動（急激な変圧や電圧の漸減、調波）に関係している。提供される技術サービスの品質は、給電中の停電の頻度やその長さにより考慮される。商業的観点からのサービスの品質は、利権使用者がサービス開始の要請を受けてから回答までの期間や、請求料金の間違い、及び推定による請求の頻度などで判断される。

b-1-2-配電の利権委譲契約には、明確な形態を伴って、提供されるべき条件に不可

欠のサービスの品質基準を確立しなければならない。同様に、十分なサービス提供と考えられる限度、及びその基準が不履行であった場合の罰則規定の水準をも確定しなければならない。

b-1-3-利権譲渡者は自身の判断で、前もって設定された品質水準を遂行する為に必要と見なされる工事や投資を決定する。

b-1-4-提供されるサービスが十分な条件に到らない場合、消費者への経済的な損害に応じて罰金の体系が確定される。従って、満足的な技術サービスの品質基準不履行への罰則とは、迷惑を掛けた消費者に対する料金における値引きの適用となり、消費者グループ毎に、供給されなかったエネルギーに相当するコストが計算される。

b-1-5-国家電力規制当局は、事前設定基準の忠実な履行を監視するメカニズムを具現しなければならない。その為に当局は利権委譲者に対し次の指導を行う：

b-1-5-1-測定キャンペーンを実施し、電荷及び電圧カーブを緩和することと、

b-1-5-2-偶発的危険の情報を含むデータ・ベースを作成し、地勢学的データ・ベースや、電線網と料金体系、測定キャンペーンのデータ・ベースと関係させる、その設計については当局が指導する事とする。

b-2-供給規則に含まれるものは、基本的に供給の為の条件、即ち消費者の権利と義務利権委譲者の権利と義務、確立された供給を利権委譲者が休止・停止できる資格を与える措置、そしてその為に踏まなければならない手続き、サービスを再開する為の形式と期間そしてこの規則が規定する義務を怠った時の罰則である。

項目c) 規則なし

項目d) 国家電力規制当局は、法律 24, 065 第43条が言及する、配電業者の現行料金有効期限の4年目が終了する充分前に、次の一般原則に準拠して配電料金の計算基盤を確定しなければならない：

d-1-配電そのもののコスト、法律 24, 065 第40条項目a)の規則で規定される様に、電力網の開発の限界/経済コストを反映させたものでなければならない。

d-2-前項で規定された概念の結果的数値に対して、電力卸売市場での一括電力エネルギー買入価格が追加される、これは法律 24, 065 の第40条の項目c)の規則が定義する範疇にあると理解されるからである。

d-3-料金は使用の形態と、供給が実施される電圧レベルに依って変動すべきである。

項目e) 規則なし

項目f) 電力配電の利権譲渡の為の選抜基礎・条件は、グラン・ブエノス・アイレス電力サービス株式会社が担当する配電業務を、民営化に移行させる為の基礎/条件書類に網羅された一般的原則に打ち立てられるべきであり、殊に利権委譲契約の相当する付則条件が利権譲渡期間と政策措置期間とを区別するという原則を尊重するべきであり、高負担の所有者、即ち、国家によりサービス関連の資産が再度保有されるという事のない様に保証する機構を作り、それらが徐々に新規のサービス提供者に移行する様に注意すべきである。

項目g) 規則なし

項目h) 規則なし

項目i) 規則なし

項目j) 公聴会の手続きに当たって、国家規制当局は消費者が有機的に代表する仕組みを実現し、それが当局の決定が一般的利益を阻害する場合、とりわけ料金体系やサービスの品質に関連する問題処理の場合の、全ての事態に適用できることにする。

項目k) “特別の規則”とは法律 24, 065の第56条の項目k)がその言及の中で同項目で“規制されている目的に拘束された安全の技術的規則”で定義している法律であって、国家電力規制当局によって適用すべきものを指している。

項目l) 規則なし

項目m) 規則なし

項目n) 規則なし

項目o) 規則なし

項目p) 規則なし

項目q) 規則なし

項目r) 規則なし

項目s) 規則なし

第 5 7 条 国家規制当局の幹部会のメンバー任命は、行政政府の政令に依り確定される。

第 5 8 条 国家電力規制当局の幹部会構成者の指名に当たって、電力エネルギー庁は幹部会の各構成員の輪郭を明確化しなければならず、選出の手続きを主催し、その都度、連邦電力エネルギー審議会の提案した責務の中で、どの職務が事前審査で選出された“被選出資格候補”志願者にふさわしいかが決められる。

上記の選拔手続きは、大量の発行部数を持つ新聞紙上に広告を掲載した上での公開募集に依って開始され、これには1991年5月27日政令 994に依り、行政機能責任体制の為に制定された規則が適用される。

志願者の経歴は提出された履歴書と、職務を占める為に要求される最低限の必要条件を満たしているかを判定する為に専門家により実施される面接とによって評価される。

その評価結果は、判定の基準から公平で独立した条件を満たす代表からなる選出委員会に上程される。この形式に基づき各責務のために事務局が設定した最低数の志願者が選出され、これが“被選出資格候補者”の条件を付帯することとなる。

特定の責務を果たす被選出候補がない場合、その責務の為にだけ、前記の手続きが繰り返される。同様に又、責務の為に候補者が独りだけしかおらず、電力エネルギー庁が必要とみなした場合には、上記の手続きが繰り返される。その状況は、当局の幹部会の他委員に関する、任命手続きの継続を妨げる理由にはならない。

電力エネルギー庁及び連邦電力エネルギー審議会は、行政政府に対し当局幹部会の構成員を被選出候補者の中から指名する様に提案する。

第 5 9 条 任命に先駆けて、国家行政政府は国家立法府委員会に対して、法律 24, 065の第59条に関連して、当局の幹部委員の被任命者名簿とその選出の根拠となる理由について通知する。

上記項目が前節で、前述の委員会が意見を述べる為に規定している30日間の期限が終了した時点で、国家行政政府は直ちに、個々の委員任命の行為を布告する。

第 6 0 条 規則なし

第 6 1 条 規則なし

第 6 2 条 規則なし

第 6 3 条 規則なし

第 6 4 条 国家電力規制当局は、幹部会の加盟委員任命の行為布告から数えて

30日の有効期間内に、電力エネルギー庁に対してその承認を求める為に、資産・会計的財務措置を統制する総合的な規準を上程しなければならない。

第 6 5 条	規則なし
第 6 6 条	規則なし
第 6 7 条	規則なし
第 6 8 条	規則なし
第 6 9 条	規則なし

第 1 3 章

電力エネルギー国家基金

第 7 0 条 電力卸売市場に対して、国家電力エネルギー基金による租税付加を決定する為に、全ての電力一括買いの操作を任せる、これはアルゼンチン共和国領内であれ或いは輸入結果の電力であれ、大口需要家や配電業者が実施したものであれ、あるいは発電業者と直接そして/又は地域連結システム、アルゼンチン国内連結システムを通じて実施したものであろうとも、その全てに関してである。

次の行為は法律 24, 065の70条によって創設された税金滞留行為となる、即ち業務がアルゼンチン国内連結システムを通じて成される時に、エネルギーを自由契約により販売したり、地域連結システムや国家電荷事務所を通じて行ったり場合、それから又、配電業者や大口需要家が電力エネルギーの輸入操業を実施する場合である。

電力エネルギー庁は、法律 24, 065の第70条項目b)により創設された、最終的消費者料金の地域的保証のための助成基金への認定が、規準に盛り込まれた料金的原則を採択する地方に配分される事を監視しなければならない。同庁は又、その様な料金原則を採択した地方が、その最終的料金を決定するに当たり、その領域内で有効に適用されている事を証明しなければならない。

第 1 4 章

司法手続きと規制

- 第 7 1 条 規則なし
- 第 7 2 条 国家電力規制当局が、法律 24, 065の72条により与えられた権限に基づいて行う行為は、司法的性格のものとする。
- 第 7 3 条 規則なし
- 第 7 4 条
- 項目 a) 法律 24, 065の第45条及びその規則が言及する料金表に関し、国家規制当局が承認する事は、電力配電サービスにとって一般的な妥当性、必要性、有益性に関与していると考えられる。
- 項目 b) 規則なし
- 第 7 5 条 規則なし
- 第 7 6 条 国家電力規制当局の決定に反対の上告は、電力エネルギー庁に依り最終的に裁定が下され、この場合の言渡しにより、行政的方法は途絶える事となる。電力エネルギー庁の統制領域を決定する為、当局の行為が訴訟を受けた場合に関し同庁は前もってその行為が、司法的性格のものか否かを特徴付けておかなければならない。

第 1 5 章
違 反 と 懲 罰

- 第 7 7 条 規則なし
第 7 8 条 規則なし
第 7 9 条 規則なし
第 8 0 条 規則なし
第 8 1 条 国家電力規制当局は、公聴会制度を通じて介入・決定をする手続きの確立上の規則プロジェクトについて、その施行開始後120日の期間以内に電力エネルギー庁に対して通知をし、上申をしなければならない。

第 1 6 章
各 種 措 置

- 第 8 2 条 規則なし
第 8 3 条 規則なし
第 8 4 条 法律 24, 065の第84条、第2節で規定される行政訴訟適用の為の有効な資格根拠として、発電業者、送電業者、そして／又は配電業者により発行された負債の証明書がその必要条件であると認め、その旨を電力エネルギー庁は決定する。

第 1 7 章
適 用 範 囲

- 第 8 5 条 規則なし

第 1 8 章
暫 定 措 置

- 第 8 6 条 規則なし
第 8 7 条 規則なし
第 8 8 条 規則なし

第 1 9 章
法 律 1 5 , 3 3 6 の 修 正

- 第 8 9 条 規則なし
第 9 0 条 規則なし
第 9 1 条 規則なし
第 9 2 条 電力エネルギー庁に対し、法律 15, 336と法律 24, 065に準拠して、電力規制の枠組みにおける、秩序あるテキストを作成する権限を与える。

第 2 0 章
民 営 化

- 第 9 3 条 規則なし
第 9 4 条 規則なし
第 9 5 条 規則なし
第 9 6 条 規則なし

第 9 7 条 規則なし

第 2 1 章

加 盟

第 9 8 条 法律 24, 065 の 98 条に規定された加盟は、同法律の 70 条項目 b) 別項 1 の制限的な性格の規制とは別に、幅広いもので、発電、送電、配電業務が地方の管轄に従う事を意味している、と同様に規制活動の組織・実践についても、前述の規範的措置に従うものであり、これは連邦政府の管轄の及ばない事業に関して、国家電力規制当局に管轄権を与える事を意味するものではない。

第 9 9 条 規則なし

第 1 0 0 条 規則なし

付 則 2

法律 No. 15, 336 の 18 条、43 条規則
で法律 No. 23, 164 にて修正されたもの

項目 1) 規則なし

項目 2) 規則なし

項目 3) 規則なし

項目 4) 利権委譲された地域の需要増大に対処する配電分配業者の責務は、その業者に対しその為に必要な投資を決定する独占的な責任を付託するものである。

項目 5) 前項の条件にあつて、工事・設備の開始・終了期間を決定する上で、配電業者に権限を与える事は、その地域での供給と需要増大に対処する為に必要と見なされる。

項目 6) 規則なし

項目 7) 規則なし

項目 8) 法律 24, 065 の 89 条により修正された。配電・商品化の公共サービスを新たに民間の利権委譲者に提供する上で、政府がその被害を受けた資産を継続的に移転させる為の保証条件とは、老朽化、撤回、間違いの場合である。

項目 9) 規則なし

項目 10) 規則なし

項目 11) 分配網の拡大コストの全てを分配業者が負担する義務。

項目 12) 分配会社の資本金の評価規準

項目 13) 規則なし

項目 14) 規則なし

項目 15) 規則なし

項目 16) 規則なし

項目 17) 規則なし

項目 18) 規則なし

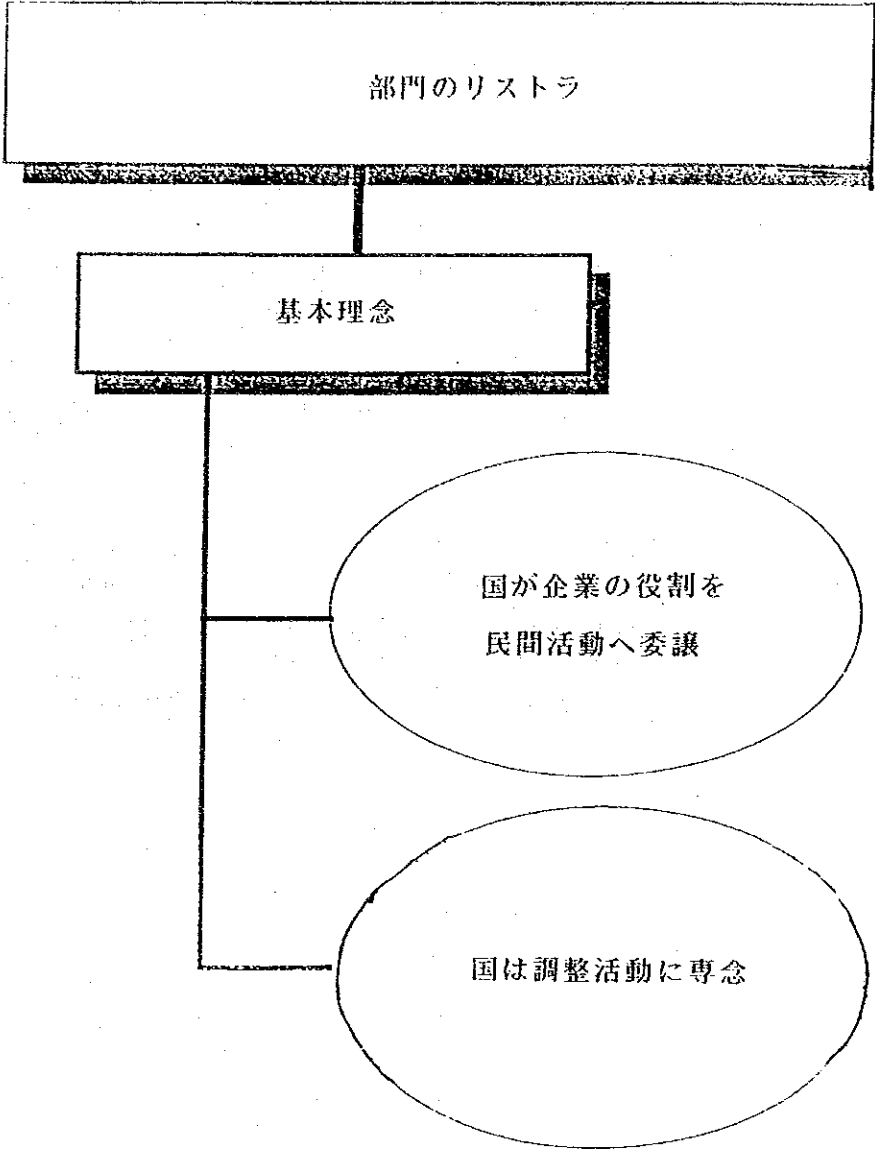
項目 19) 規則なし

第 4 3 条 法律 15, 336 の 43 条で規定され、法律 23, 164 で修正された、水力電気の特典の計算は発電エネルギーの評価から発生した料金に基づき実施され、スポット市場で同じ源泉からの水力電気に対し、利権委譲者が払う相当価格に準じて計算される。

6. 電力部門民営化に伴う電力部門政策の枠組み

民営化前の電力部門の現状

- ・適切な役割分担がない為、管理、運営が混乱している。
- ・電力サービス提供の責任者として、主導権をとる形で、垂直統合された国営企業。
- ・操業費の赤字増大
- ・インフレ抑制に関係する目標達成のために、企業の料金制度を活用
- ・非能率的な管理・技術
- ・スタッフ数の増大
- ・各市場の拡大に対応できる経済・資金能力の欠如
- ・企業目的の喪失



採用された措置

- 新組織の法的枠組みを定める法律24056の承認
- 国立電気調整機関の創設
- 電気卸売り市場管理会社の創設
- 新規定の下で卸売り市場を組織する（エネルギー庁決議）。

創設（市場）

市場条件を整え、保険対象危険業として組織する。

送電（規定の下に委譲）

“フリー・アクセス”ネットワークを考え、被委譲者はエネルギーの売買をせず、送電するのみとし、料金は事前に決定する。

給電（規定の下に委譲）

Se establece la obligación de suministrar toda la energía eléctrica requerida por los usuarios.
(判読不明)
de calidad y esquema de tarifas preestablecidos.

現在運営機能中の諸機関

エネルギー庁

ENRE

CAMMESA

当部門の政策を決定

民間オペレーターと国営企業との間の
責任を定めた法律の遵守を監視する

リアルタイムで電気
システムを集中運営する

*

基準を定め、解説する

*

*
供給業務を実施する

*

○ 公判制度を組織、適用する

ENRE決議に対する
不服の申し立てにおける
上告審である。

*

料金表の改訂を承認する

*
MEM代理業者間
の取引きを管理する

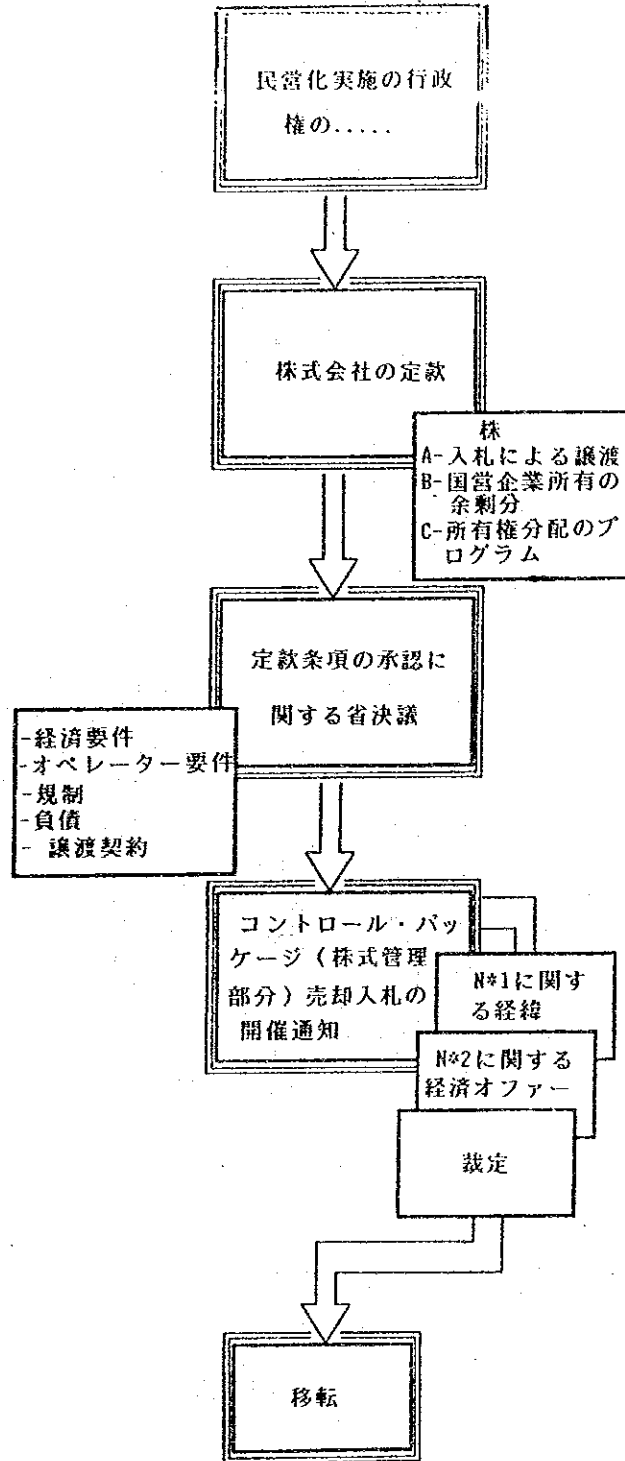
*

法規定の不履行による
罰則適用を規定する

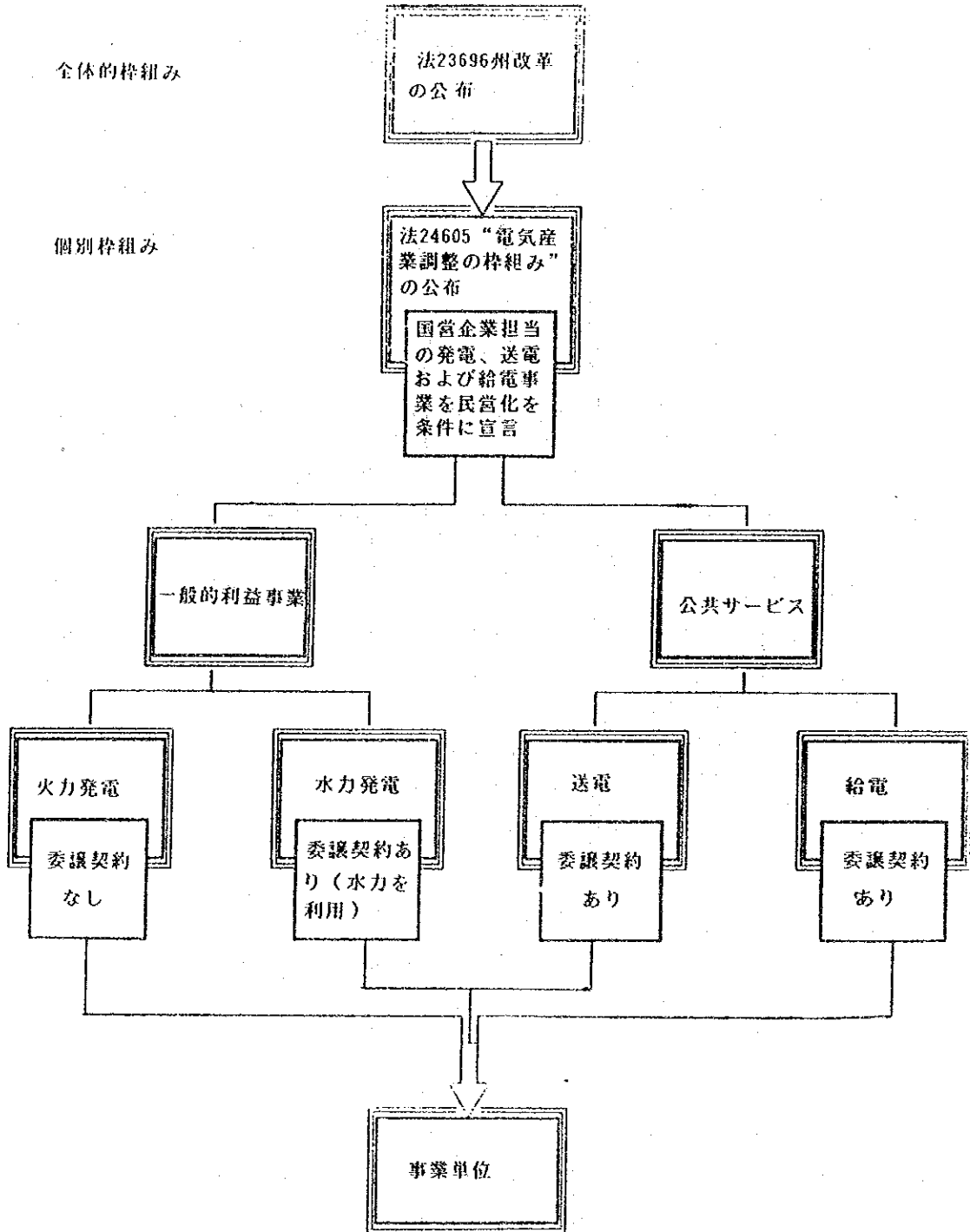
国営企業を引き継ぐ企業

- ・ 水平分離の原則に従った専門事業単位の確認
- ・ “株式会社”の形でケース毎に商社を創設
- ・ 該当する場合、その“株式会社”へ当該の権利を譲渡
- ・ 一連の管理株式を国際公開入札により売却
- ・ 所有権分配のプログラム
- ・ 株式市場に余剰株式を売却

事業単位の移転



電気部門の民営化



発電事業単位の民営化

水力発電

単位	平均電力 (GW/H)	出力(MW)	日付	売却株
アリクラ水力発電株式会社	2340	1000	26/07/93	59
セロス・コロラドス水力発電株式会社	1427	450	27/07/93	59
エル・チョコン水力発電株式会社	3670	1320	28/07/93	59
合計	7437	2770		

未定段階

- ・ 州管轄区域へのモデルの移転
- ・ 国営企業担当の事業単位の入札過程の完成
- ・ 余剰株パッケージの売却
- ・ システム及びその当事者の成り行きを常時モニター

発電事業単位の民営化

水力発電

単位	平均電力 (GW/H)	出力(MW)	日付	売却株(%) (%)
アリクラ水力発電株式会社	2340	1000	26/07/93	59
セロス・コロラドス水力発電株式会社	1427	450	27/07/93	59
エル・チョコン水力発電株式会社	3670	1320	28/07/93	59
ピエドゥラ・デル・アギラ水力 発電株式会社	5500	1400	19/11/93	59
合計	12937	4170		

発電事業単位の民営化

火力発電

単位	出力(MW)	日付	売却株(%)
ブエルト発電所(株)	1009	1/04/92	60
コスタネラ発電所(株)	1260	29/05/92	60
メンドサ州発電所(株)	94	22/09/92	90
南ドック発電所(株)	207	22/09/92	90
アルト・バジェ火力発電所(株)	97	25/08/92	90
グエメス火力発電所(株)	245	30/09/92	60
ソレント火力発電所(株)	226	06/02/93	90
北西部火力発電所(株)	287	21/05/93	90
北東部火力発電所(株)	250	20/05/93	90
サン・ニコラス火力発電所(株)	650	18/05/93	88
パタゴニア火力発電所(株)	255	26/07/93	90
合計	4580		

民営化の結果

給電

事業単位	利用者数	最大需要出力(MW)
ELENOR	1.952.000	1.974
EDESUR	1.890.000	1.900
EDELAP	246.000	218
合計	4.088.000	4.049 *

* 全国送電網のピーク時の出力 9,325 MW (1993年7月)